第４次袋井市
男女共同参画推進プラン

令和３年度～令和７年度

令和３年３月

袋　井　市

目　次

第１章　プランの基本的な考え方 1

１　策定の趣旨 1
２　位置づけ 3
３　期間 4
４　国や県の動向 4
５　第３次男女共同参画推進プランの評価及び現状 6

第２章　プランの内容 9

１　全体目標 9
２　基本理念 10
３　基本目標 11
４　プランの体系 13
５　重点項目 16
６　新たな視点 18

第３章　施策の展開 19

基本目標Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大 19

基本方針１　政策・方針決定過程への女性の参画拡大 19
基本施策１　市政、審議会等（行政分野）への女性の参画拡大 22
基本施策２　企業（事業所）や各種団体への女性登用の啓発と促進 22
基本施策３　学校や教育分野への女性の参画拡大 23
基本施策４　企業、地域等における女性リーダーの育成 23
基本方針２　性別にとらわれず、多様な選択を可能とするための環境の整備 24
基本施策５　理工系女性人材の育成及び女子学生・生徒の理工系分野の選択促進 26

基本目標Ⅱ　ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる地域社会・経済社会の実現 . . 28

基本方針３　地域と家庭における男女共同参画の推進 28
基本施策６　女性の視点に立った防災活動の推進・強化 31
基本施策７　性別による役割分担意識にとらわれない地域活動の推進 31

基本方針４　ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備
【重点】女性活躍 33
基本施策８　女性活躍推進に向けた企業等への意識啓発や情報提供、人材育成 38
基本施策９　農業や商工業等自営業における女性参画の推進 38
基本施策 10　ＩＣＴの積極的な活用による働きやすい環境の構築 39
基本施策 11　ハラスメント(セクハラ・マタハラ等)の防止対策の啓発・推進 .. 39
基本施策 12　女性のキャリア形成と就業ニーズの実現に向けた支援 39
基本方針５　職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進【重点】
（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）女性活躍 41
基本施策 13　多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実 ... 43
基本施策 14　男性の家事・育児・介護への参画促進 44
基本施策 15　男性中心型労働慣行による長時間労働等の見直し・生き方変革への支援 44

基本目標Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現 48
基本方針６　ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援
ＤＶ対策 48
基本施策 16　ＤＶなど女性に対する暴力根絶へ向けた対策の強化及び被害者の支援 51
基本施策 17　性犯罪・性暴力等への対策の啓発・推進 51
基本施策 18　各種相談体制の充実と関係機関との連携強化 52
基本方針７　生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備【重点】.. 53
基本施策 19　ひとり親家庭及び生活上の困難に直面する困窮家庭等への支援の充実 55
基本施策 20　高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備 56
基本施策 21　外国人市民が安心して暮らせるための支援の充実 56
基本施策 22　多様な性のあり方への理解の促進 57
基本方針８　生涯を通じた健康支援体制の充実 58
基本施策 23　生涯にわたる健康の保持・増進のための支援の充実 59
基本施策 24　若い世代における性と心の健康に関する知識の普及と相談体制の充実 59
基本施策 25　妊娠・出産にかかわる健康支援 60
基本施策 26　誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備 60

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備 63
基本方針９　男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進 63
基本施策 27　広報活動における固定的な性別役割分担意識の解消 65
基本施策 28　男女共同参画に関する調査及び情報の収集と提供 65
基本施策 29　男女共同参画の視点に立った各種制度の見直し 66
基本施策 30　男女共同参画の視点に立った学校教育、進路指導等の推進 66
基本施策 31　人権を尊重する教育・学習機会の充実 67
基本施策 32　国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進 67

第４章　プランの推進 69

１　男女共同参画推進本部会議 69
２　男女共同参画推進審議会 69
３　国・県等関係機関との連携 69
４　男女共同参画に関する職員研修 69
５　プランの進捗状況の点検・公表 69

付属資料 70

１　男女共同参画推進プランの策定経過 70
２　男女共同参画推進審議会委員名簿 71
３　成果指標と参考とする指標の一覧 72
４　用語解説 73
５　本プランと「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の関係 77

第1章 プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

袋井市では、平成 18 年３月に「男女共同参画プラン」（平成 18～22 年度）、平成 23 年３月に「袋井市男女共同参画推進プラン」（平成 23～27 年度）を策定、同年６月には「袋井市男女共同参画推進条例」を制定し、これらに基づいた男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成 28 年３月には「第３次袋井市男女共同参画推進プラン」（平成 28～令和２年度）を策定し、男性にとっての男女共同参画の理解の促進や、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進、より一層の女性の活躍推進という視点を加え施策を展開しています。

国においては、平成 28 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組が求められています。

しかし、一方で政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親家庭の抱える困難の克服等、様々な生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

さらに、人生 100 年時代において、すべての女性が学業や仕事、子育て、地域活動への参加等、様々な役割を果たしながら、自ら多様な選択をできる社会の構築に向けた取組が引き続き求められます。

この度、令和２年度をもって「第３次袋井市男女共同参画推進プラン」の計画期間が満了となることから、本市が男女共同参画社会の形成のために取組を主体的に進め、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため「第４次袋井市男女共同参画推進プラン」を策定します。

目標人口と推計人口

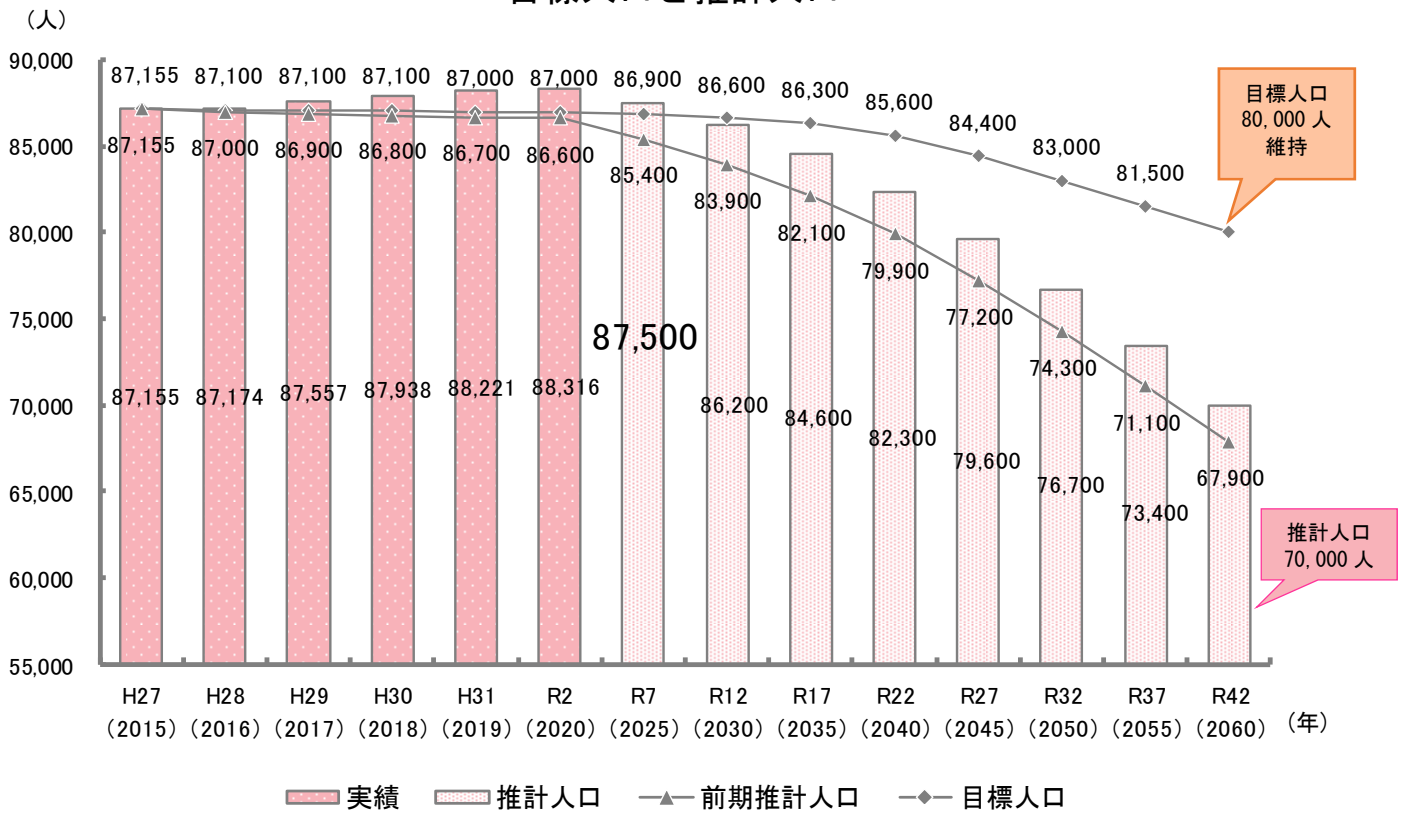

【推計人口の推計方法】

推計方法	住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法により算出
合計特殊出生率	令和２年現在の合計特殊出生率 1.70 で将来も一定と仮定
移動率	平成 27 年から令和２年の移動率で将来も一定と仮定

３区分別人口

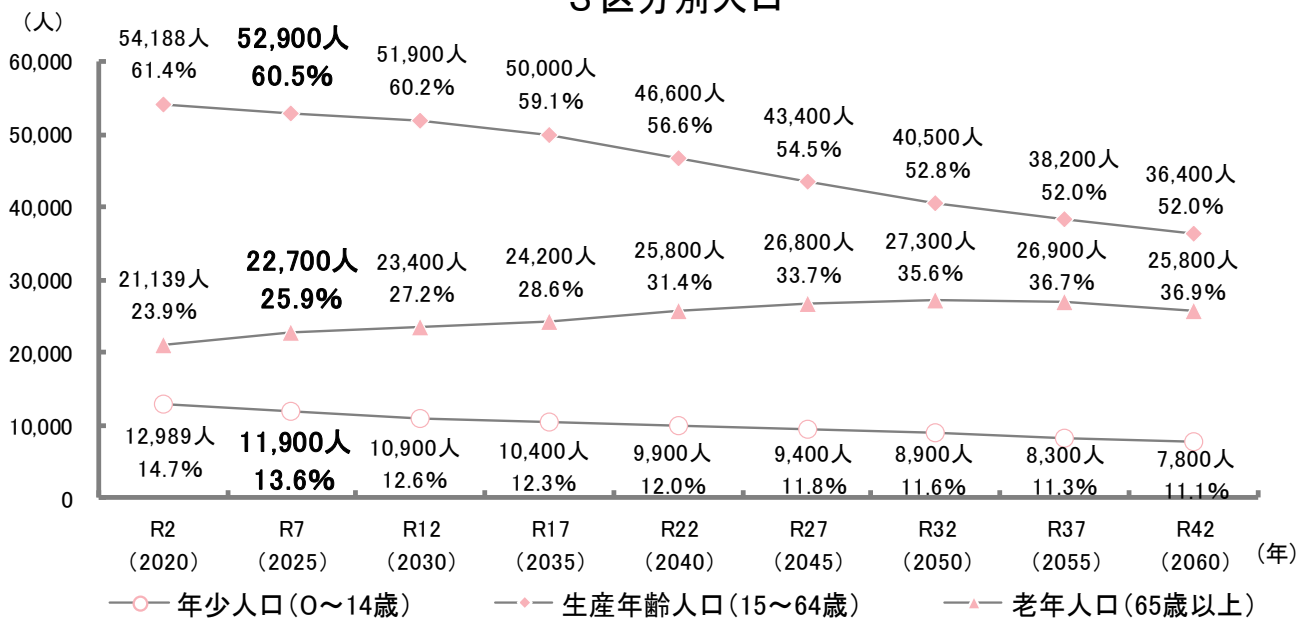

※令和２年度までは実績。令和３年以降は推計値　　資料：第２次袋井市総合計画

2　位置づけ

（１）本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

（２）本プランは、第２次袋井市総合計画（基本構想・後期基本計画）のもと、他の関連計画との整合性を図っています。

（３）国の「第５次男女共同参画基本計画（令和３年度～令和７年度）」及び県の「第３次静岡県男女共同参画基本計画（令和３年度～令和７年度）」と整合性に配慮した計画としています。

（４）本プランの一部【基本方針４　ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備、基本方針５　職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）】は、「女性活躍推進法」第６条第２項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。

（５）本プランの一部【基本方針６　ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援】は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第２条の３第３項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画として位置づけます。

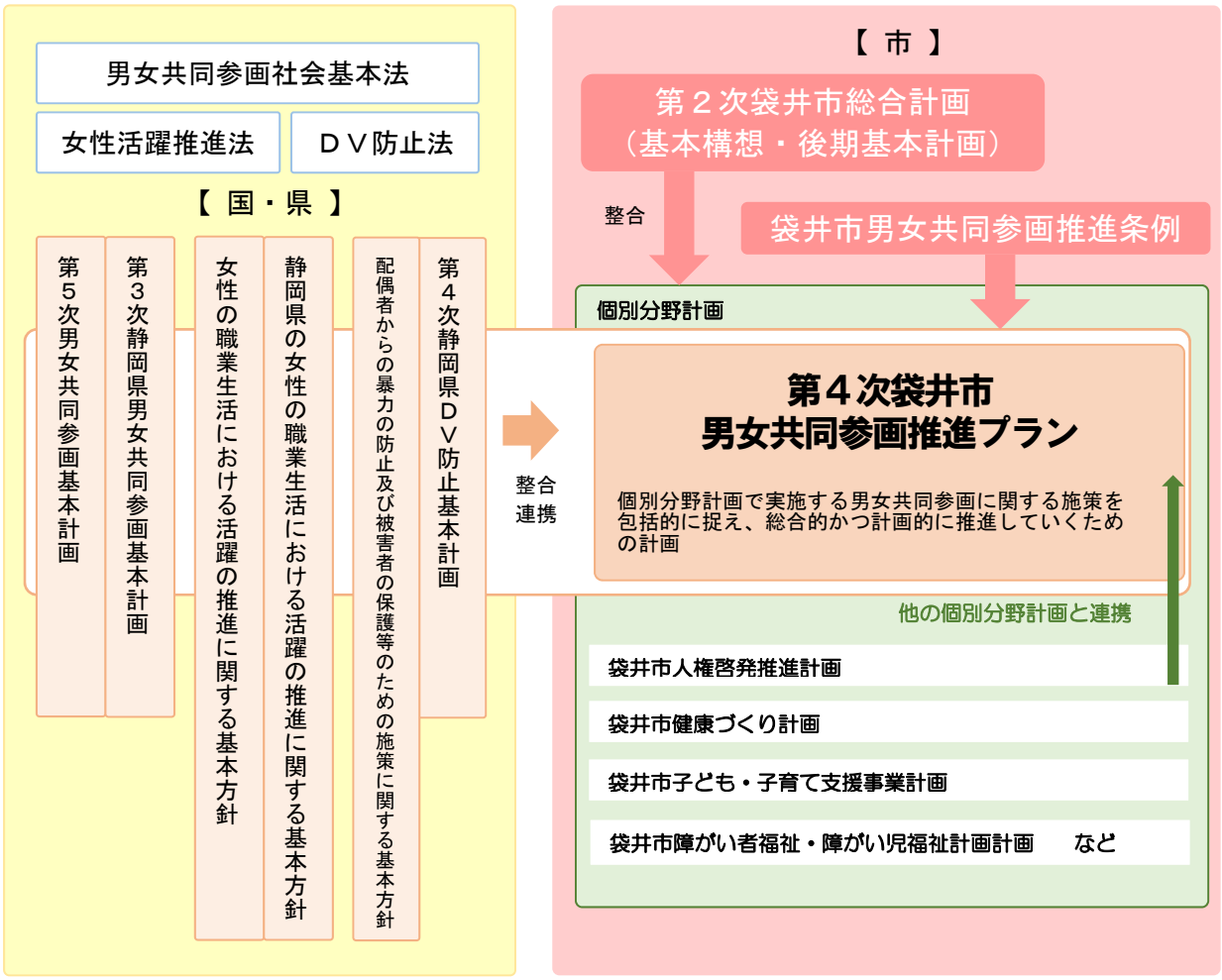

３　期間

本プランの計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５か年とし、社会経済情勢の変化やプランの進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

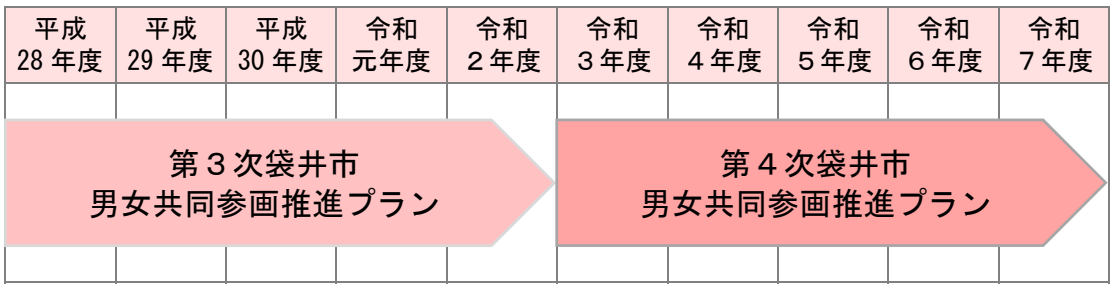

４　国や県の動向

（１）国の動き

国は、平成 11 年６月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」、その後、５年ごとに基本計画が閣議決定され、令和２年 12 月には「第５次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

なお、第５次男女共同参画基本計画において、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の４つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画の推進に向けた国及び地方公共団体の責務等を定めています。

令和元年には、「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されるなど、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

（２）県の動き

県は、平成 13 年７月に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 15 年にこれに基づく「静岡県男女共同参画基本計画」を、平成 22 年に「第２次静岡県男女共同参画基本計画」を策定しました。第２次計画は基本計画と実践計画の２部で構成されており、計画の実行性を高め、着実な進捗を図るため計画期間の 10 年間を３期に分け、具体的な施策や数値目標を盛り込み、重点テーマを定めて推進しています。

また、平成 29 年には「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、基本計画及び実践計画の中の職業分野に特化した計画と位置づけ、女性活躍推進のための施策を官民が連携して推進しています。

令和２年度には、令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間とした第３次基本計画を策定しています。

５　第３次男女共同参画推進プランの評価及び現状

第３次プランの 16 指標のうち、「生涯にわたる男女の健康支援」として、乳がん検診受診率や前立腺がん検診受診率が目標値を上回っている一方、「ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた環境の整備」として、保育所等利用待機児童数や市内事業所における有給休暇取得率などが、計画開始時と比較して悪くなっており、さらなる取組が必要となっています。

16 指標のうち、目標値に達したものは４指標、目標値には達していないが、計画開始時と比較して良くなっているものが７指標、計画開始時と変わっていないものが１指標、計画開始時と比較して悪くなっているものが４指標という結果になっています。

また、経過を見守る指標については、８指標のうち、目標値に達したものは３指標、目標値には達していないが、計画開始時と比較して良くなっているものが３指標、計画開始時と比較して悪くなっているものが、２指標となっています。

【第３次男女共同参画推進プラン指標の状況】

基本方針	指標名	単位	第３次策定時数値（H27）	直近の現状値（R2）	目標値（R2）	評価
1	指標 1　男女共同参画関連講座への男性参加者数（累計） 市が開催する男女共同参画関連講座へ参加した男性の人数（累計）	人	26（H25）	311（R1）	150	◎
	指標 2　市内事業所における男性の育児休業取得率 育児休業を取得した男性の人数／配偶者が出産した男性の人数 ※男女共同参画に関する実態調査（事業所）	%	7.4（H26）	5.7	13.0	×
2	指標 3　市の審議会等女性委員の割合　☆★ 女性委員の数／行政委員会や審議会等の委員の数	%	35.4	36.9	40.0	○
3	指標 4　「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数（県事業）　☆★ 市内における「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数（県事業）	事業所	36	51	70	○
	指標 5　市内事業所における女性の管理職（課長相当職以上）の割合 女性の管理職（課長相当職以上）／管理職（課長相当職以上） ※男女共同参画に関する実態調査（事業所）	%	9.5	10.2	15.0	○
4	指標 6　保育所等利用待機児童数　☆★ 保育所への入所を希望しながら、入所ができていない子どもの数　（ただし、認証保育所等を除く。）	人	30	33	0	×
	指標 7　市内事業所における有給休暇取得率 有給休暇取得日数／有給休暇付与日数（繰越日数を含まない） ※男女共同参画に関する実態調査（事業所）	%	41.3（H28）	55.8	70.0	○
5	指標 8　広報紙・ホームページ・メディア等における男女共同参画に関する情報提供件数 市役所における男女共同参画に関する情報提供件数（広報紙、ホームページ・メディア等）	件	9	12（R1）	24	○

基本方針	指標名		単位	第３次策定時数値（H27）	直近の現状値（R2）	目標値（R2）	評価
6	指標 9	コミュニティセンターでの学級活動における男女共同参画学習会の実施件数	件	33（H28）	22（R1）	33	×
	市内コミュニティセンター活動における家庭教育学級において、男女共同参画に関する学習会等を開催した件数						
7	指標 10	自治会における女性自治会長と女性副自治会長の人数	人	3 自治会長のみ	6 連合会長含む	10	○
	自治会における女性自治会長と女性副自治会長の人数						
	指標 11	自主防災隊長及び防災委員の女性役員の割合	%	28.1	26.1	33.3	×
	女性自主防災隊長・女性防災委員の人数／自主防災隊長・防災委員の人数						
8	指標 12	乳がん検診受診率（市独自集計）　※	%	38.1（H26）	45.2（R1）	40.5	◎
	乳がん検診受診者数／乳がん検診対象者数						
	指標 13	前立腺がん検診受診率（市独自集計）　※	%	21.9（H26）	36.0（R1）	32.6	◎
	前立腺がん検診受診者数／前立腺がん検診対象者数						
9	指標 14	ＤＶ保護率（保護者数／相談者数）	%	20（H26）	2.7（R1）	0	○
	ＤＶ保護者数／ＤＶ相談者数 早期相談と対応による重篤事案の発生の防止						
	指標 15	市内事業所においてセクハラ等に関する従業員の意識啓発を図っている事業所数	事業所	34（H26）	73	60	◎
	社内報や啓発資料等により従業員の意識啓発を図っている事業所 ※男女共同参画に関する実態調査（事業所）						
10	指標 16	母子家庭等自立支援給付金事業の支給件数	件	3	3（R1）	7	△
	生活を安定させるための職業訓練や資格取得等の支援として、母子家庭等自立支援給付金を支給した件数						

☆　第２次総合計画前期基本計画指標　　★第２次総合計画後期基本計画指標
※　市独自集計による算出であり、市の健康づくり計画の受診率とは異なります。

◎・・・目標値に達した
○・・・目標値に達していないが、計画開始時と比較して向上
△・・・計画開始時と同等
×・・・計画開始時と比較して低下

（経過を見守る指標）

指　　標　　名			単位	第３次策定時数値（H27）	直近の現状値（R2）	目標値（R2）	評価
指標 1	性別による固定的な役割分担意識がない人の割合		%	60.8	82.0	70.0	◎
市民意識調査における家庭での男女の役割分担に対する考え方で、「男女ともに仕事をし、ともに家事・育児・介護をするのがよい」と回答した人の割合							
指標 2	ＤＶ※を受けたことのある人の割合		%	6.3	8.0	0	×
市民意識調査において「男女間で暴力を受けたことがある」と回答した人の割合							
指標 3	女性は、子どもができても職業を続けるほうがよいと回答した人の割合		%	39.4	47.7	44.8	◎
市民意識調査における女性の働き方について、「子どもができても職業を続けるほうがよい」と回答した人の割合							
指標 4	男女の平等感について、家庭生活で平等と回答した人の割合		%	32.0	35.4	47.0	○
市民意識調査における男女の平等感で、「家庭生活で平等」と回答した人の割合							
指標 5	市政に女性の意見が反映されていると思う人の割合		%	19.7	25.2	35.0	○
市民意識調査において、女性の意見が「十分反映されている」「まあまあ反映されている」と回答した人の割合							
指標 6	合計特殊出生率　☆★		人	1.69	1.67（H30）	1.84	×
男女共同参画社会実現に向けた施策の推進に関連し間接的に影響を受ける指標 合計特殊出生率とは・・・15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値							
指標 7	自殺による死亡者数（人／1 万人）		人	2.86（H26）	1.50（H30）	1.81	◎
男女共同参画社会実現に向けた施策の推進に関連し間接的に影響を受ける指標 自殺者数（居住地）／　住民基本台帳人口移動報告による人口×1 万人							
指標 8	３０代女性の労働力率（国勢調査）	30～34 歳	%	62.5（H22）	69.4（H27）	67.8	○
出産・育児期にあたる 30 代女性の社会進出状況 労働力率とは・・・15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合		35～39 歳		69.2（H22）	70.6（H27）	73.6	

☆　第２次総合計画前期基本計画指標　　★第２次総合計画後期基本計画指標

◎・・・目標値に達した
○・・・目標値に達していないが、計画開始時と比較して向上
△・・・計画開始時と同等
×・・・計画開始時と比較して低下

第2章 プランの内容

1 全体目標

少子化や人口減少に直面した我が国では、今後一層、性別や年齢にかかわらず誰もがその能力と個性を発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。

企業においても、多様な人材が家庭や地域社会での生活との両立の下に、いきいきと働くことを可能としていくことが求められています。

また、次世代の社会を担う子どもが楽しくのびのびと成長していけるように、子育てを社会全体で支えていかなければなりません。

本市においても、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきましたが、公共や民間における女性委員・役員の登用率や待機児童数など、多くの課題が残されています。

女性が活躍する場が広がることは、多様性を生み、付加価値を生み出し、社会・経済の持続可能な発展のためにも重要な意味を持ちます。また、人生 100 年時代を見据え、誰もが、何歳になっても、ライフスタイルに応じたキャリアを選択し、スキルアップとなるような継続的な学びができる社会が求められています。

近年の新型コロナウイルス感染症の流行や大規模災害の発生を受け、働き方や暮らし方にも新しい可能性が出てきています。こうした社会の変化を踏まえながら、男性中心、女性中心とされてきた分野に男女が共に参画し、多様な価値観を認め合い、誰もが多様な選択ができ、個性と能力を発揮できる社会を実現するために、本プランでは、全体目標を

「多様な価値観を認め合い、
個性と能力を発揮できる社会の実現」

と定めます。

２　基本理念

プランを総合的かつ計画的に推進するため、袋井市男女共同参画推進条例に基づき、基本となる５つの考え方（基本理念）を示します。

なお、この取組については、市民、市民活動団体、事業者等と市（行政）が、同じ目的に向かって、対等の立場で、互いの役割と責任を分担し、協働し進めていきます。

基本理念１　男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現に向け、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取り扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け施策を推進します。

基本理念２　社会における制度または慣行についての配慮

社会の制度や慣行が、結果として男女共同参画社会の実現を阻害する要因となる場合もあることから、その及ぼす影響にも十分配慮し、各種施策を進めます。

基本理念３　政策等の立案及び決定への共同参画

行政や企業、地域等あらゆる場面において、男女が社会の対等な構成員として政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されるようにします。

基本理念４　家庭における活動と他の活動との両立

子育てや家族の介護、家事等家庭生活における諸活動について、男女が共に協力し合うとともに、家庭生活以外の活動とも両立できる環境づくりを進めます。

基本理念５　国際的協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会の取組と密接な関係があり、男女共同参画に関する国際的な動向について関心と理解を深めるとともに、国籍による文化や価値観の違いを認め合う心が生きた国際交流を進め、すべての人がいきいきと暮らすことができる共生社会を築きます。

３　基本目標

全体目標を実現するために、次の４つの基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大

社会のあらゆる分野における意思決定や政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出し、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現します。しかしながら、現状においては、政策・方針決定過程において男性主導で進められている場合が多く見られるなど、社会通念や慣行が根強く残っています。

性別による固定的役割分担意識の解消を図り、審議会等や企業、地域等における女性の参画拡大を図り、女性リーダーの育成に努めます。

また、現在、理工系の研究職・技術職に占める女性は増加傾向にありますが、諸外国と比較すると低水準にとどまっています。固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）にとらわれず進路を選択できるよう、女子学生・生徒に対する理工系分野の進学に関する情報提供を行い、性別にとらわれず多様な選択を可能とする環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ　ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる地域社会・経済社会の実現

人口減少が大きな課題となっている中、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を実現するためには、従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の形成をさらに推進することが必要です。

また、最大の潜在力である「女性の力」の発揮は、職場や家庭、防災活動、地域活動に新しい視点をもたらし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながります。

「女性の力」が十分に発揮できるよう、男性に対する家事・育児、介護への参画促進を図り、長時間労働の見直しなどの働き方改革を進めるとともに、テレワークの推進など、多様で柔軟な労働環境の整備を進めます。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

暴力は、命を脅かす犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を傷つけ、その後の人生に大きな支障をきたします。

特に、被害者が高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等である場合は、加害者との関係を考え被害が潜在化してしまう可能性があります。

誰もが相手の立場に共感する力を持ち、多様性を尊重する社会の実現に向けて、ジェンダーに基づく偏見や不平等から生まれるドメスティック・バイオレンス（DV）や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成に努め、若い世代から性と心の健康に関する正しい知識を得ることで、生涯を通じて健康に暮らせる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

社会の制度や慣行は、「男は仕事、女は家庭（家事・育児）」に代表される固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等を反映したものがいまだに多く見受けられます。男女共同参画は「女性の問題」と認識されることが多く、男性の理解が不十分な傾向にあります。

男女共同参画の推進に係るすべての取組の基盤として、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な役割分担意識を植え付けず、押し付けない取組、そして男女双方の意識を変えていく取組、併せて社会全体の機運を醸成していくことが重要です。

以上を踏まえて、すべての人が男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて、効果的な広報や啓発活動を通して、意識改革と理解の促進を図ります。

4 プランの体系

〔 全体目標 〕　　〔 基本目標 〕　　〔 基本方針〕

多様な価値観を認め合い、個性と能力を発揮できる社会の実現

Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大

- 1　政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2　性別にとらわれず、多様な選択を可能とするための環境の整備（新）

Ⅱ　ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる地域社会・経済社会の実現

- 3　地域と家庭における男女共同参画の推進
- 4　ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備【重点】 女性活躍
- 5　職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）【重点】 女性活躍

Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現

- 6　ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援 ＤＶ対策
- 7　生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備【重点】
- 8　生涯を通じた健康支援体制の充実

Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- 9　男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

基本目標の下のマークはＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）のロゴです。「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。世界共通の 17 のゴール（目標）、目標ごとの 169 のターゲットから構成されています。（巻末資料参照）

〔 基本施策 〕

①市政、審議会等（行政分野）への女性の参画拡大
②企業（事業所）や各種団体への女性登用の啓発と促進
③学校や教育分野への女性の参画拡大
④企業、地域等における女性リーダーの育成（新）

⑤理工系女性人材の育成及び女子学生・生徒の理工系分野の選択促進（新）★

⑥女性の視点に立った防災活動の推進・強化 ★
⑦性別による役割分担意識にとらわれない地域活動の推進

⑧女性活躍推進に向けた企業等への意識啓発や情報提供、人材育成（新）
⑨農業や商工業等自営業における女性参画の推進
⑩ＩＣＴの積極的な活用による働きやすい環境の構築（新）
⑪ハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の防止対策の啓発・推進
⑫女性のキャリア形成と就業ニーズの実現に向けた支援

⑬多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実
⑭男性の家事・育児・介護への参画促進
⑮男性中心型労働慣行による長時間労働等の見直し・生き方変革への支援

⑯ＤＶなど女性に対する暴力根絶へ向けた対策の強化及び被害者の支援
⑰性犯罪・性暴力等への対策の啓発・推進
⑱各種相談体制の充実と関係機関との連携強化

⑲ひとり親家庭及び生活上の困難に直面する困窮家庭等への支援の充実
⑳高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備
㉑外国人市民が安心して暮らせるための支援の充実
㉒多様な性のあり方への理解の促進（新）

㉓生涯にわたる健康の保持・増進のための支援の充実
㉔若い世代における性と心の健康に関する知識の普及と相談体制の充実
㉕妊娠・出産にかかわる健康支援
㉖誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備（新）

㉗広報活動における固定的な性別役割分担意識の解消
㉘男女共同参画に関する調査及び情報の収集と提供
㉙男女共同参画の視点に立った各種制度の見直し
㉚男女共同参画の視点に立った学校教育、進路指導等の推進（新）
㉛人権を尊重する教育・学習機会の充実
㉜国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進

【重点】重点基本方針　（新）新しい基本方針・基本施策　　★袋井らしい特性の施策

第４次プランの概念図

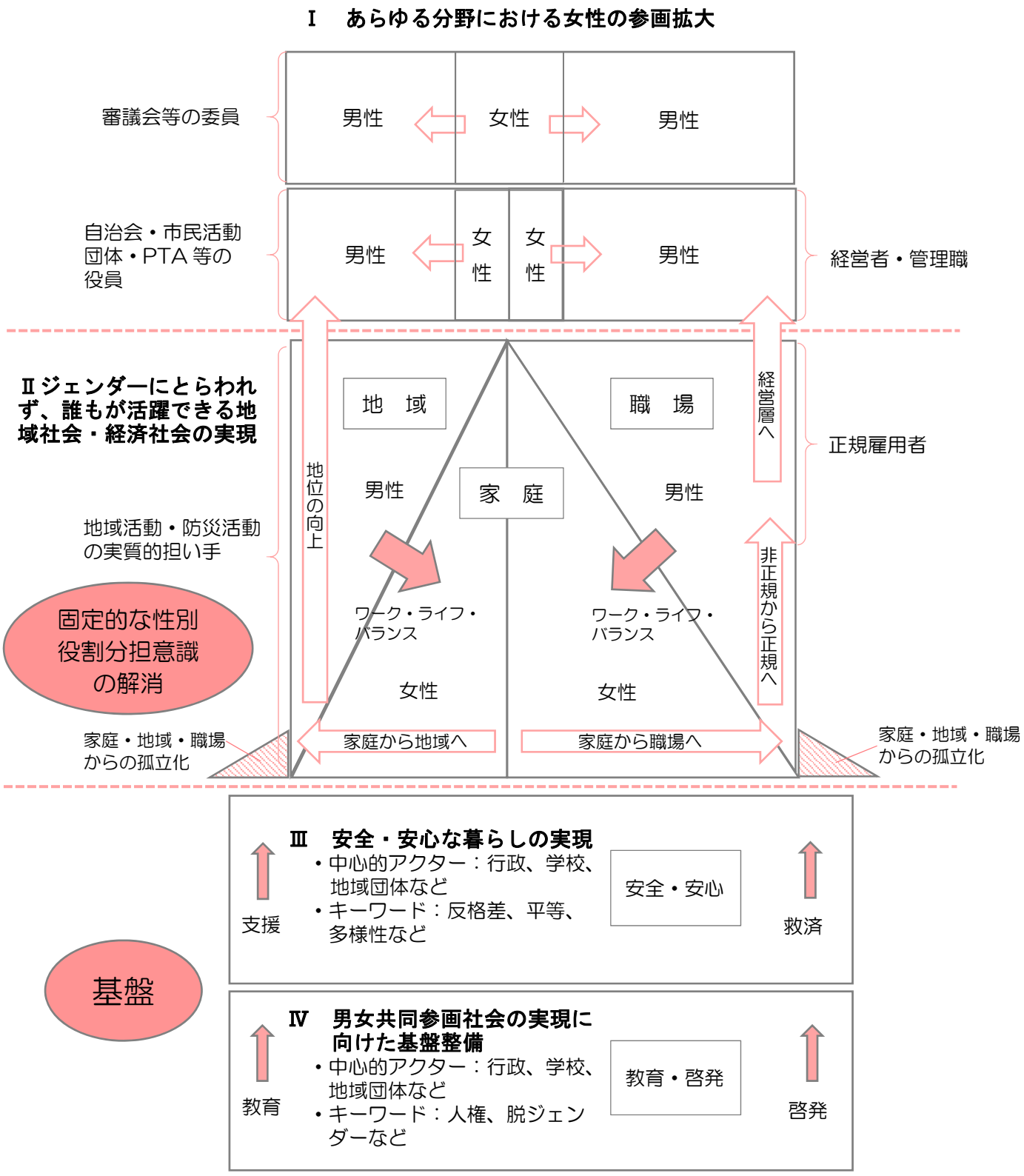
Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大
審議会等の委員
男性
女性
男性
自治会・市民活動団体・PTA 等の役員
男性
女性
女性
男性
経営者・管理職
Ⅱジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる地域社会・経済社会の実現
地　域
職　場
家　庭
地位の向上
経営層へ
正規雇用者
男性
男性
地域活動・防災活動の実質的担い手
非正規から正規へ
固定的な性別役割分担意識の解消
ワーク・ライフ・バランス
ワーク・ライフ・バランス
女性
女性
家庭・地域・職場からの孤立化
家庭から地域へ
家庭から職場へ
家庭・地域・職場からの孤立化
基盤
Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現
・中心的アクター：行政、学校、地域団体など
・キーワード：反格差、平等、多様性など
支援
安全・安心
救済
Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備
・中心的アクター：行政、学校、地域団体など
・キーワード：人権、脱ジェンダーなど
教育
教育・啓発
啓発

５　重点項目

男女共同参画の政策は、広範囲にわたるため、３つの重点項目を設定し、取り組んでいきます。

（１）ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取組により、いわゆるＭ字カーブ問題は解消に向かっており、第１子出産前に就業していた女性のうち、出産後の就業継続率は約５割へと上昇しています。しかしながら、依然として、育児や介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は多く、スキルは十分に有しているにもかかわらず、性別役割分担意識を背景に、そもそも就業を希望していない女性も少なくないものと考えられています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用労働者、特に、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きく、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことから、女性の雇用、所得に強く影響が現れています。さらに、平時の固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の家庭内の負担が女性に集中しがちであることなどに注視する必要があります。一方、感染症の拡大が契機となり、テレワークの推進やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。

企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等が連携し、働く場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進します。

（２）職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）

働くことを希望するすべての人が仕事と家事・育児、介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律をはじめとする関連法の着実な施行や履行確保を行いつつ、長時間労働の削減や生産性の向上を推進することが必要です。

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

人生 100 年時代を見据え、職業人生が長くなると見込まれる今後においては、仕事中心の現役生活から引退して仕事のない老後生活へ移行するという発想ではなく、若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが重要になります。職業能力開発のための学び直しの機会も必要になり、そうした新しい人生のビジョンに合ったワーク・ライフ・バランスの在り方や多様なライフスタイルに対応した柔軟な働き方などを推進します。

（３）生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は、貧困等生活上の困難に陥りやすいと言われており、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしています。

特に、ひとり親をはじめ貧困の子育て世帯においては、子どもが成人した後も貧困が続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、すべての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。

セーフティネットの機能として、このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、自立に向けた力を高める取組などを推進します。

さらに、性別や年齢、国籍、障がいがあることや性的指向・性自認に関することなどを理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的な困難を抱えることがあるため、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、一人ひとりの違いを認め合い、多様性を尊重することができる環境づくりを進めます。

６　新たな視点

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行、「女性活躍推進法」の改正等により、あらためて女性が職業生活において活躍することの重要性・必要性が取り上げられ、職場等における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための取組が加速化されています。

また、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や５Ｇ（ファイブジー）などのインフラ整備の促進、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの推進やオンラインの活用など、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしており、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、必要な支援も明らかになってきています。

本市では、男女共同参画をより推進するために、国や県の動向、時代の流れに対応した以下の新たな視点を取り入れ、施策を展開します。

（１）企業、地域等における女性リーダーの育成

（２）理工系女性人材の育成及び女子学生・生徒の理工系分野の選択促進

（３）女性活躍推進に向けた企業等への意識啓発や情報提供、人材育成

（４）ＩＣＴの積極的な活用による働きやすい環境の構築

（５）多様な性のあり方への理解の促進

（６）誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備

（７）男女共同参画の視点に立った学校教育、進路指導等の推進

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本方針１　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、市の政策・方針決定をはじめ、事業所、各種団体等あらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等に参画し、多様な意思が公平・公正に反映されることが重要です。

本市の審議会等における女性委員の割合は、令和２年度において 36.9％であり、少しずつ増加しているものの、目標の 40％には達していない状況です。

令和２年度に実施した「袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果をみると、政策・方針決定の場に女性が参画することについて、「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」が 53.3％、「男女半々になるくらいまで増える方がよい」が 27.8％となっており、今よりも女性が増えることを望む人が８割以上となっています。その中でも、年齢が若い世代ほど「男女半々になるまで増える方がよい」と回答しており、議員や審議会委員に女性が少ない理由としては、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから」が 49.2％となっています。

また、地域活動の場における男女平等感については、「平等」であると回答した割合は増加しているものの、「男性が優遇」と感じている人の割合は 45.7％と依然として高い状況となっています。

男女共同参画のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、参加へのきっかけづくりが重要となります。性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討することや、女性が政策・方針決定の場へ立候補したり、活動したりすることができる環境の整備、政策・方針決定の場へ参画しようとする女性の交流機会の提供、人材の育成等が必要です。

袋井市の審議会等における女性委員の割合の推移

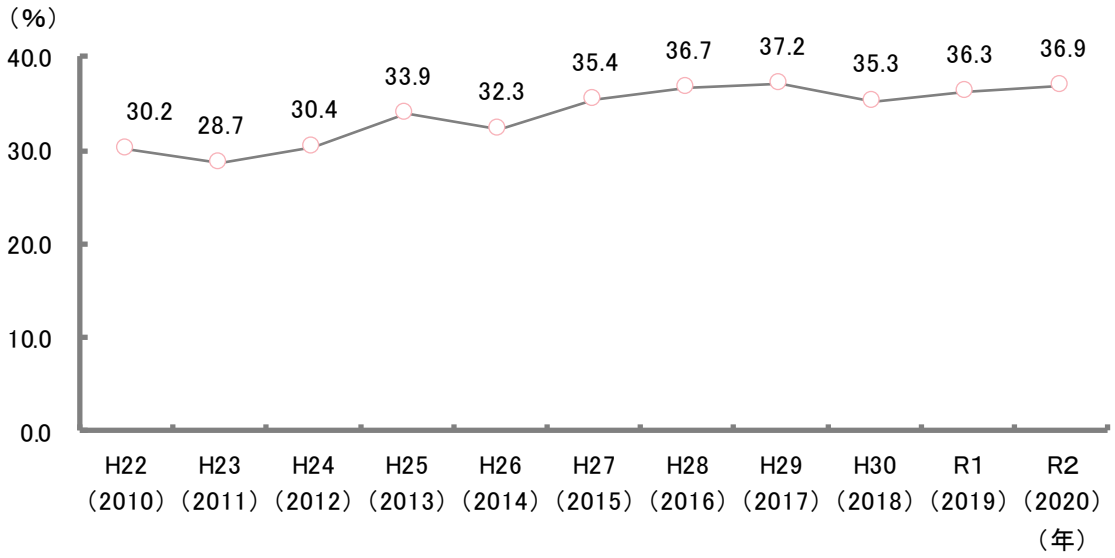

資料：協働まちづくり課調査

国の審議会等における女性委員の割合の推移

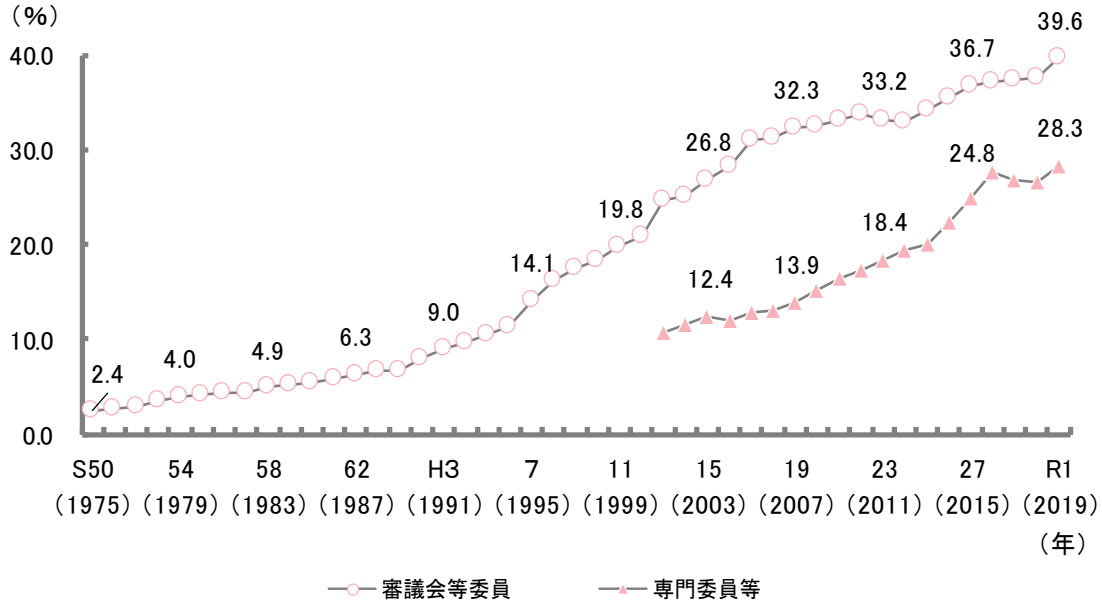

資料：Ｒ２男女共同参画白書（男女共同参画局）

政策・方針決定の場に女性が参画することについて

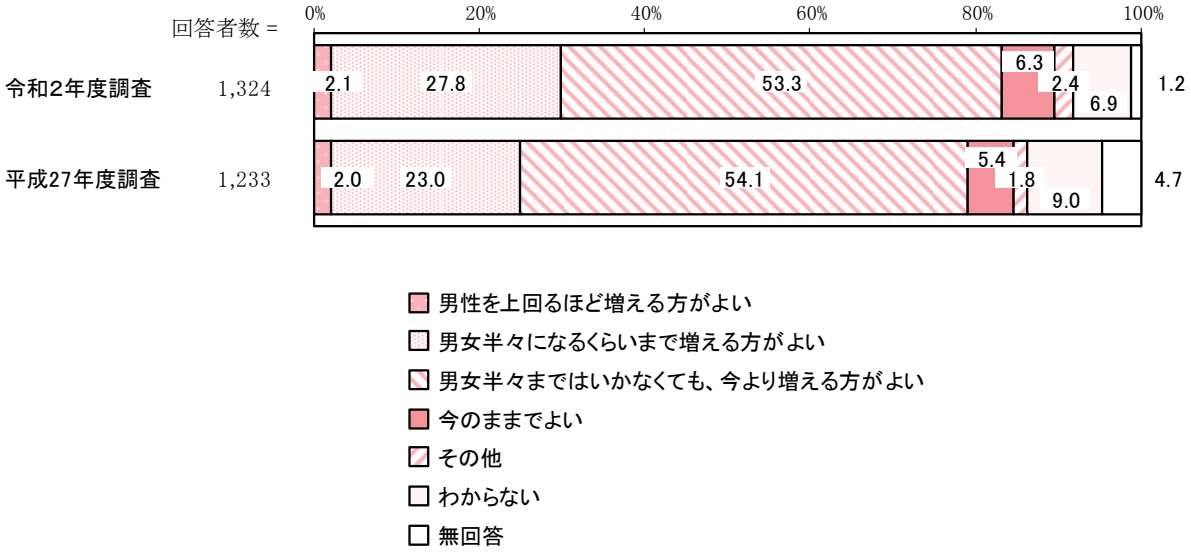

政策・方針決定の場における女性の数が少ない理由について

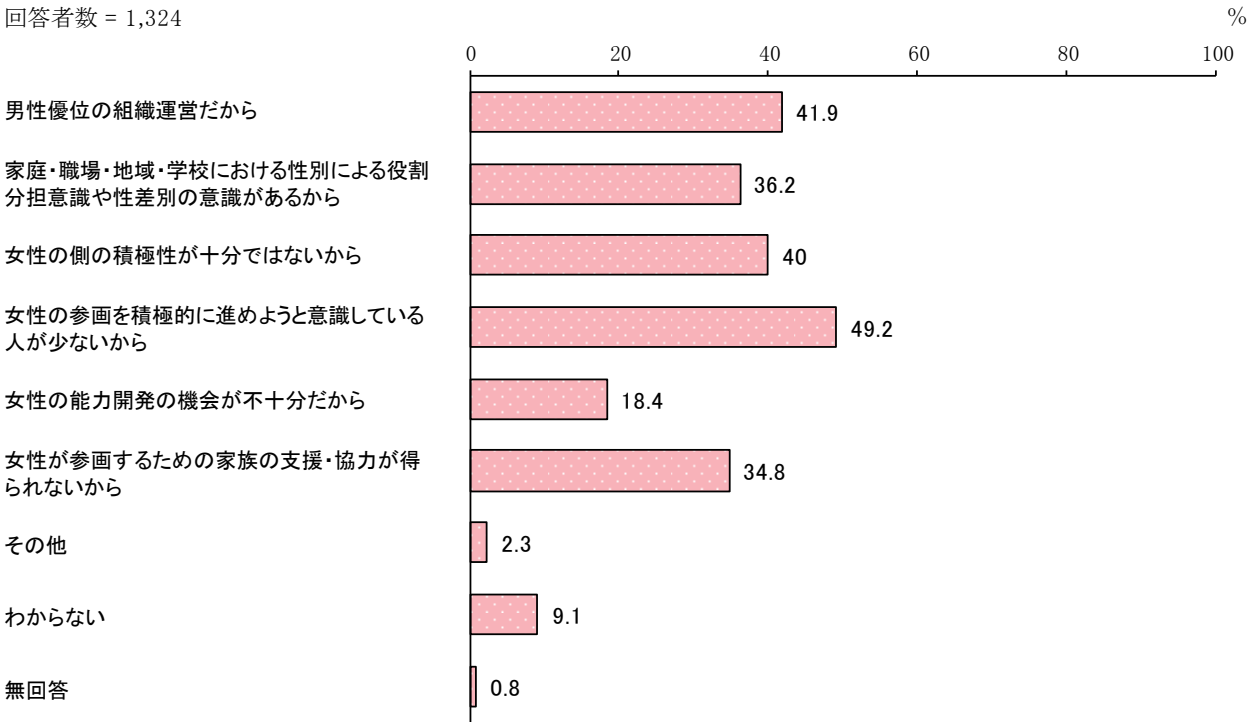

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

指導的地位への女性の参画を拡大することは、事業所や各種団体、教育など、どの分野においても組織・運営の活性化や競争力の強化に寄与するものです。加えて、新たな発想や視点が入ることは多様性に富んだ組織づくりにつながります。

女性のキャリア継続や積極的な昇進・登用を促進し、持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会を目指します。

◆基本施策１　市政、審議会等（行政分野）への女性の参画拡大

市の審議会等への女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

事業名	内容	所管課
市の審議会等各種委員会への女性の登用促進	女性委員のいない審議会等の解消を図るとともに、より積極的な女性の登用を進め、登用率の向上を目指す。	全 課 （協働まちづくり課）

◆基本施策２　企業（事業所）や各種団体への女性登用の啓発と促進

情報提供や啓発を行い、事業所や各種団体における方針決定過程への女性の参画を促進します。

事業名	内容	所管課
事業所への女性の登用促進についての情報提供と啓発	企業の経営層や事業所の管理職等が女性の登用促進や女性の活躍推進について理解を深めるため、情報提供と啓発を行う。	産業政策課
「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進	「男女共同参画社会づくり宣言」（県事業）の周知を行い、宣言事業所数の増加を図る。	協働まちづくり課
自治会・市民活動団体、ＰＴＡ等各種団体役員への女性の登用促進	自治会等の各種団体の長や役員へ女性の登用を促進するため、啓発を行う。	協働まちづくり課 学校教育課 すこやか子ども課
市役所における女性の登用促進と研修の実施	女性管理職の積極的な登用を行うとともに、研修等を通して、女性の管理職候補者を育成する。	総務課

◆基本施策３　学校や教育分野への女性の参画拡大

学校や教育分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

事業名	内容	所管課
学校や教育分野への女性の登用促進	教員の管理職における女性割合の増加を目指す。また、教務主任や学年主任等への女性職員の配置を推進する。	学校教育課

◆基本施策４　企業、地域等における女性リーダーの育成【新】

企業や地域において、女性がリーダーとして参画できるよう情報提供を行います。

事業名	内容	所管課
事業所への女性の登用促進についての情報提供と啓発（再掲）	企業の経営層や事業所の管理職等が女性の登用促進や女性の活躍推進について理解を深めるため、情報提供と啓発を行う。	産業政策課
市役所における女性の登用促進と研修の実施（再掲）	女性管理職の積極的な登用を行うとともに、研修等を通して、女性の管理職候補者を育成する。	総務課
女性が参画しやすい機運の醸成	まちづくり、青少年健全育成、ＰＴＡ活動、子育て・介護支援など、様々な分野で活躍する女性の優良事例等の情報提供を行い、女性が参画しやすい機運を醸成する。	全　課 （協働まちづくり課）
地域の防災活動における女性登用の促進	女性消防団員の入団促進や自主防災隊役員への女性の積極的登用を図るとともに、日頃の防災訓練への参画及び意思決定への参画を推進する。また、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の防災リーダー育成講座等を行う。	危機管理課

市民・地域の役割

市民の役割

- 広報紙やホームページなどの行政情報に関心をもちましょう。
- 市政への発言の場に積極的に参画し、意見を述べましょう。
- 男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- 性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動に参加し、個々の役割を担いましょう。

地域の役割

- 地域活動団体などにおける会長や役員などの選出について、性別が偏らないような人員の配置に努めましょう。
- 地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

基本方針２　性別にとらわれず、多様な選択を可能とするための環境の整備【新】

現状と課題

我が国の理工系分野における女性研究者や技術者の割合は増加傾向にあるものの、研究者に占める女性の割合は、諸外国と比較すると依然として低い水準となっています。今後、本格的な人口減少社会を迎える中で、世界最先端の科学技術立国を目指す我が国が、持続的な成長を確保し、さらに、イノベーションの創出によって社会の課題を解決するためにも、女性研究者等の活躍を推進することは急務です。

市民意識調査の結果をみると、今後、女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職において、「企業の技術者・研究者」の割合は９.２％と低い結果となっています。

科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる持続可能な発展のための基盤であります。近年活発になっているＩｏＴやビッグデータ、ＡＩ等の最先端の技術開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要です。

また、固定的な性別による役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）にとらわれず進路を選択できるよう、女子学生・生徒に対する理工系分野の進学に関する情報提供を行い、性別にとらわれない多様な選択を可能とする環境づくりを進めます。これまで男性の視点で行われてきた研究や開発プロセスを経た研究成果は女性には必ずしも当てはまらず、社会に悪影響を及ぼす場合もあります。性別による心身の違いやニーズ、加齢に伴う変化など、性差を考慮した研究・技術開発が求められます。そのためには、多様な視点や発想を取り入れていくことが必要であり、女性研究者・技術者がその能力を最大限に発揮できるような環境を整備することが求められます。

専門分野別研究者の人数

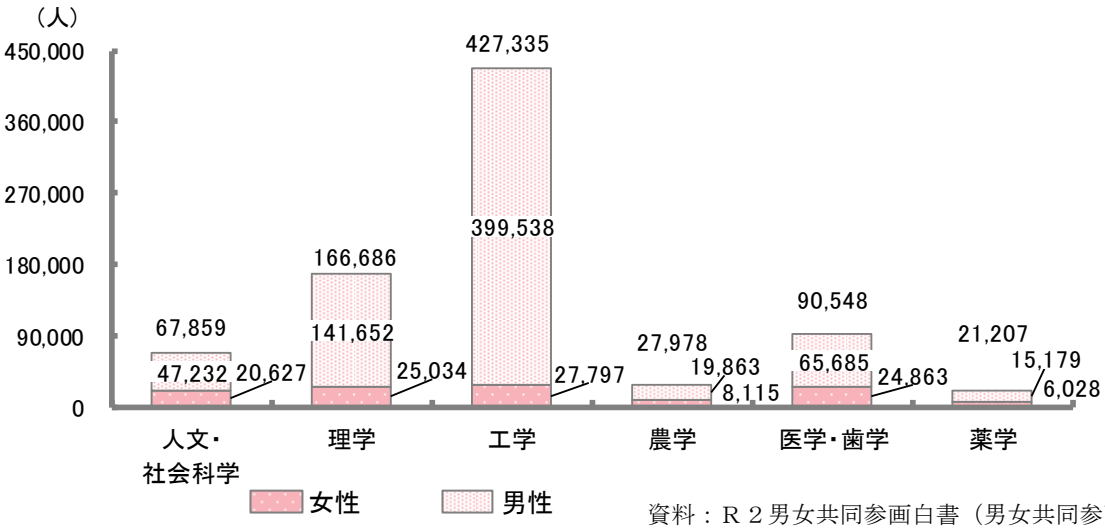

資料：Ｒ２男女共同参画白書（男女共同参画局）

女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職について

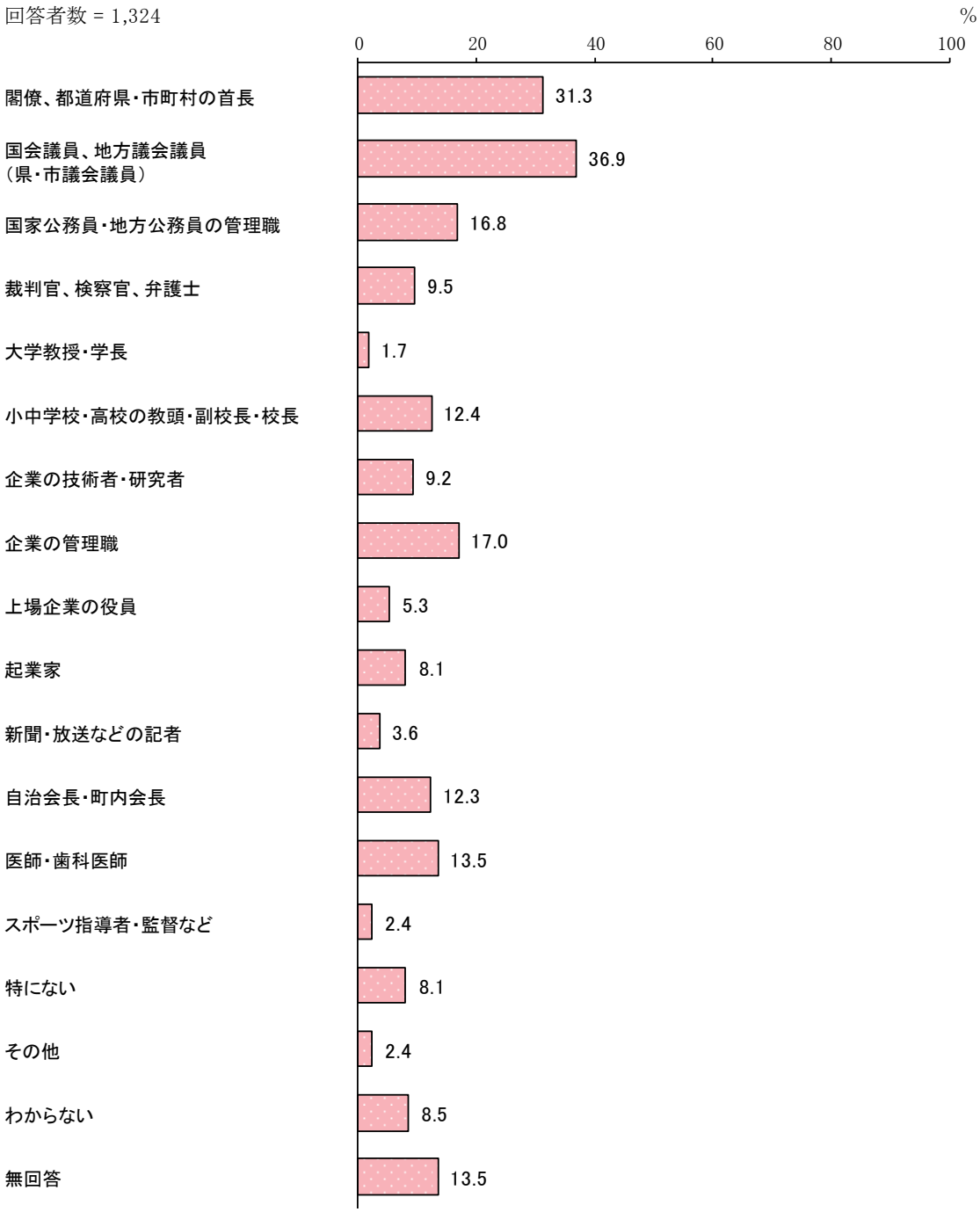

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

子どもたちにとって、保護者や教職員などの身近な大人は、生き方や働き方について影響を受ける存在です。子どもたちに主体的で多様な選択を提示するためにも、様々な場面で性別にとらわれず、個人の能力や希望に応じて進路が選択できるよう、女子学生・生徒に理工系分野の進学に関する情報提供などを推進します。

◆基本施策５　理工系女性人材の育成及び女子学生・生徒の理工系分野の選択促進【新】

市内に静岡理工科大学がある地域特性を活かして、理工系女性人材の育成及び女子学生・生徒の理工系分野の選択促進に努めます。

事業名	内容	所管課
理工科大学において公開講座等の開催	公開講座などを活用し、理工系分野への女子学生の関心を高める。	生涯学習課
理工科大生によるワークショップの開催	理工科大学と連携し、ワークショップの開催などを行う。	協働まちづくり課 学校教育課

市民・企業の役割

市民の役割

- 将来の自分をイメージし、性別にとらわれずに進路選択を行いましょう。
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、いろいろなことに挑戦してみましょう。

企業の役割

- 職業体験や女性による講演などを行い、女性の進出が少ない科学・理工系分野に対する認識・理解の拡大に努めましょう。

成果指標 市の審議会等女性委員の割合

現状値	中間目標値	目標値
36.9%	38.7%	40.0%

参考とする指標 市内事業所における女性管理職（課長相当職以上）の割合

現状値	中間目標値	目標値
10.2%	13.0%	15.0%

参考とする指標 市職員（一般行政職）における女性管理職（課長相当職以上）の割合

現状値	中間目標値	目標値
9.6%	13.0%	15.0%

参考とする指標 若者など市民を対象にした学習機会の実施回数

現状値	中間目標値	目標値
16 回	40 回	45 回

基本目標Ⅱ　ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる地域社会・経済社会の実現

基本方針３　地域と家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

全国的に、少子高齢化や核家族化が進む中、ライフスタイルや価値観の多様化、住民相互の連帯感や協調性の希薄化などが課題となっています。

本市では、地域コミュニティ組織の中心である自治会（連合会）と連携して、協働によるまちづくりを推進していますが、市民意識調査の結果をみると、家庭での役割分担において、自治会などの地域活動は「主に夫」が 33.0%、「主に妻」が 5.4%と女性の参画がまだまだ低い状況にあり、地域活動の場における男女平等においても、“男性が優遇”が 45.7%となっています。

また、自治会において女性が自治会長などの役職につくことが少ない理由は、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」の割合が 59.3%と最も高くなっている一方で、「女性自身が、長などの役職につくのに消極的だから」の割合は減少しており、固定的な性別役割分担による慣習や意識は根強く残っているものの、意欲的な女性は増加している様子がうかがえます。

近年、令和２年７月豪雨をはじめとした、突発的に発生する激甚な自然災害の増加により、地域における防災力を高める取組や、女性や子ども等の多様なニーズに対応できる態勢づくりが必要とされています。

そのため、自治会役員などの地域の意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画を促し、男女共同参画の視点に立った地域における課題解決に取り組む必要があります。

家庭での役割について（自治会などの地域活動を行う）

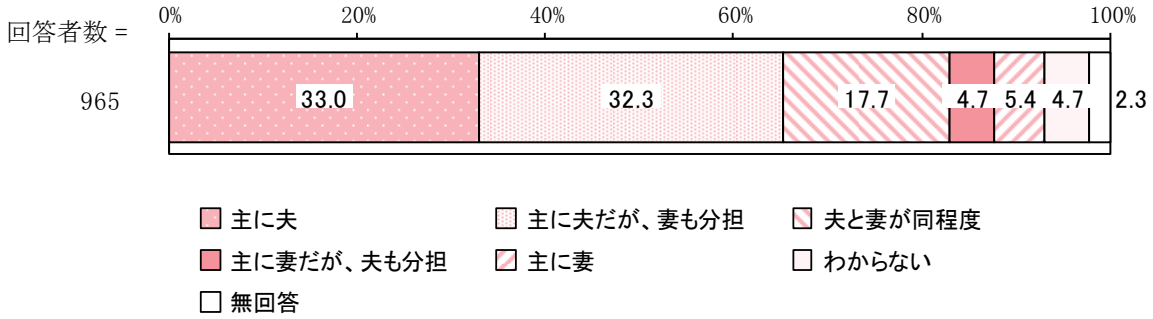

男女平等感について（地域活動の場で（自治会・ＰＴＡ等））

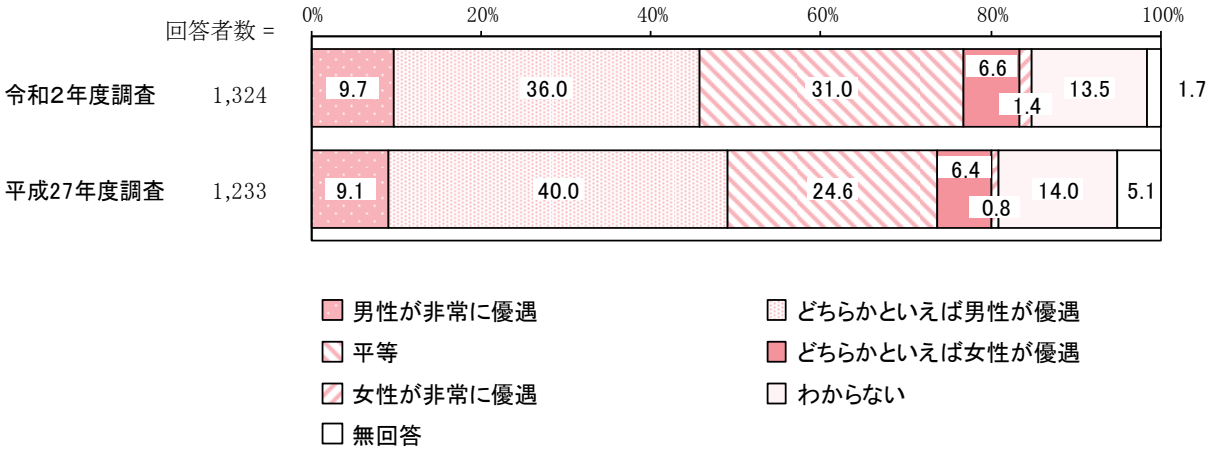

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

女性が自治会長などの役職につくことが少ない理由について

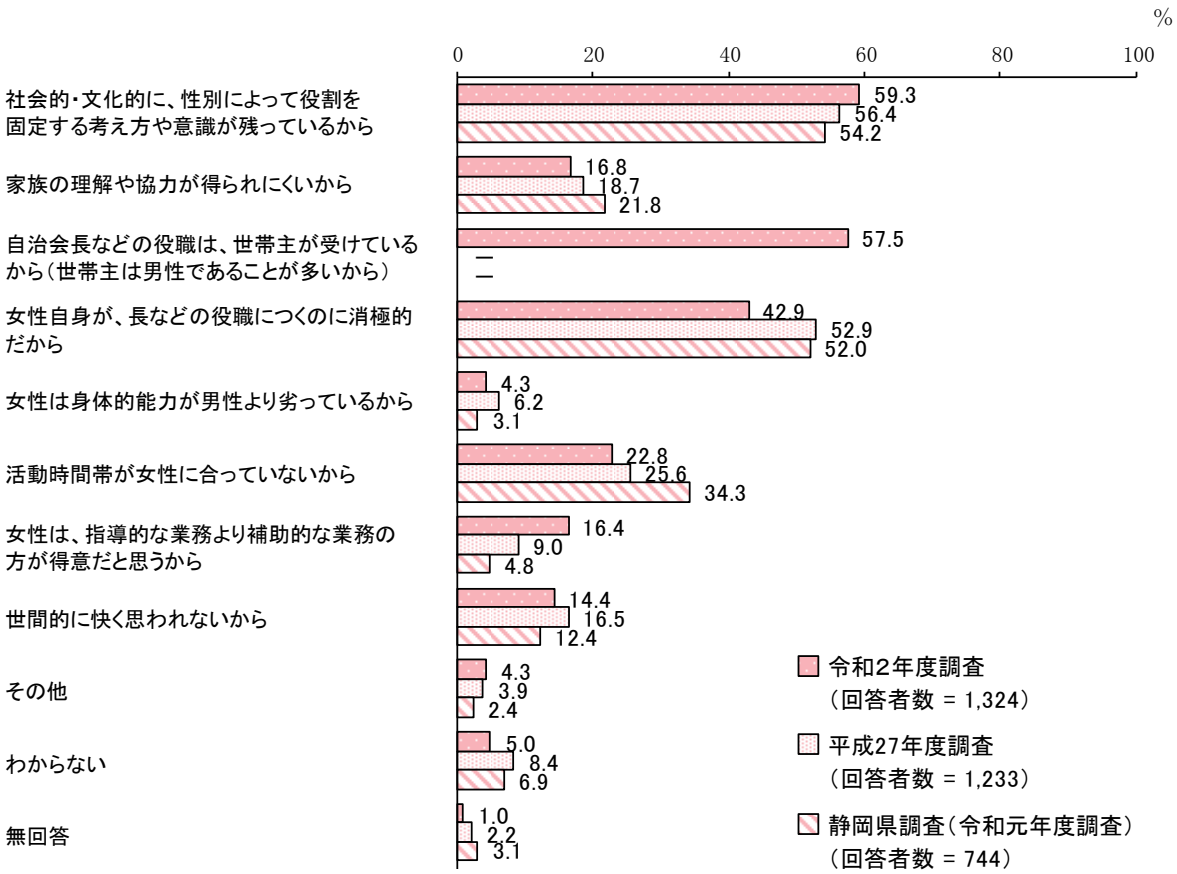

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

自治会などの地域活動や災害時の避難所の運営において、固定的な性別役割分担による慣習や意識にとらわれることなく、誰もが男女共同参画について正しく認識し、男女がともに責任をもって役割を担うことができるよう、社会的支援の充実と環境整備に努めます。

◆基本施策６　女性の視点に立った防災活動の推進・強化

災害から受ける影響や男女のニーズの違いに配慮することに加え、「減災」という点を踏まえ、女性の視点を取り入れた防災対策を行います。

事業名	内容	所管課
地域の防災活動における女性登用の促進（再掲）	女性消防団員の入団促進や自主防災隊役員への女性の積極的登用を図るとともに、日頃の防災訓練への参画及び意思決定への参画を推進する。また、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の防災リーダー育成講座等を行う。	危機管理課
男女共同参画の視点に立った防災の啓発や情報提供	災害時の対応において、性別にとらわれず、安心してその対応が図れるよう男女共同参画の視点に立った防災の必要性等についての周知、啓発や情報提供を行う。	危機管理課
男女共同参画の視点に立った防災訓練等の実施	性別や年代など支援ニーズの違いに配慮するとともに、女性の視点を取り入れた訓練の見直しやマニュアルの見直しの推進を図る。	危機管理課

◆基本施策７　性別による役割分担意識にとらわれない地域活動の推進

固定的な性別役割分担による慣習や意識を解消し、男女ともに地域活動への参画を促進します。

事業名	内容	所管課
自治会活動における男女共同参画の啓発	自治会活動における男女共同参画を推進するための啓発や情報提供を行う。	協働まちづくり課
地域活動を進めるための情報提供と啓発	誰もが参加しやすい地域活動にするために団体や活動の紹介等の情報提供や啓発を行う。	協働まちづくり課
地域活動（健康･福祉分野等）への参画促進	健康や福祉分野等のボランティア活動等への参画を促進する。	健康づくり課 しあわせ推進課 （社会福祉協議会）
地域活動団体の活動支援	地域活動団体の活動に男女が共に参画し、活性化するよう活動の支援と育成を行う。	協働まちづくり課
市民活動団体等の活動などの情報提供	市民活動団体等の活動紹介や会員の募集を行い、活動へ参画のきっかけづくりをする。	協働まちづくり課 生涯学習課
市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進	市民と行政が適切な役割分担と責任を担い合うパートナーシップによるまちづくりを推進する。	協働まちづくり課

市民・地域の役割

市民の役割

- 日ごろから、家庭や周囲と男女共同参画について話し合う機会をもちましょう。
- 性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動や防災活動に参加しましょう。
- 性別によって役割を固定する考え方はやめましょう。

地域の役割

- 自治会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- 地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

基本方針４　ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備【重点】　女性活躍

現状と課題

固定的な性別役割分担による慣習や意識にとらわれず、働きたい誰もが平等に、その能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権に深くかかわるとともに、経済社会の活性化という点からも重要な意義をもちます。

生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくためには、潜在的な「女性の力」が求められています。

しかし、雇用の機会や職場における男女の格差は現在も残っているのが現状であり、本市においても 20 歳代後半から 30 歳代にかけて子育てなどにより、いったん離職する（M 字カーブ問題）など、女性の労働力率が落ち込む傾向が見られます。

市民意識調査の結果をみると、女性が職業を持つことについて、「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持つ方がよい」と思う人の割合が増加し、「子どもができたら職業を中断し、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が減少しています。また、一時期、仕事を辞めた女性が再就職を希望する際に役に立つと思う制度については、「再雇用制度（育児・介護などの理由で退職した方を再び元の職場で雇用する制度）」の割合が最も高く、短時間勤務制度やフレックスタイム制度、保育所などの子育て環境の充実が求められています。さらに、女性が仕事を続けていく上で特に障害になっていることとして、「結婚・出産退職等の慣行」に続いて、「長時間労働や残業」、「保育施設（保育園など）の不足」の割合が高く、男性中心型労働慣行によって引き起こされる長時間労働や残業を前提とした働き方は、女性が働き続けることを阻む一因になっています。

男性に比べ女性の管理職が少ない理由についても「家事、育児等の負担が多く管理職につけないから」の割合が高くなっており、企業風土や男女の家事・育児分担等に課題がみられます。

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりや働き続けられる職場環境づくりを進めることが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高い女性への影響が大きいことから、こうした状況について注視することが必要です。

女性が職業を持つことについて

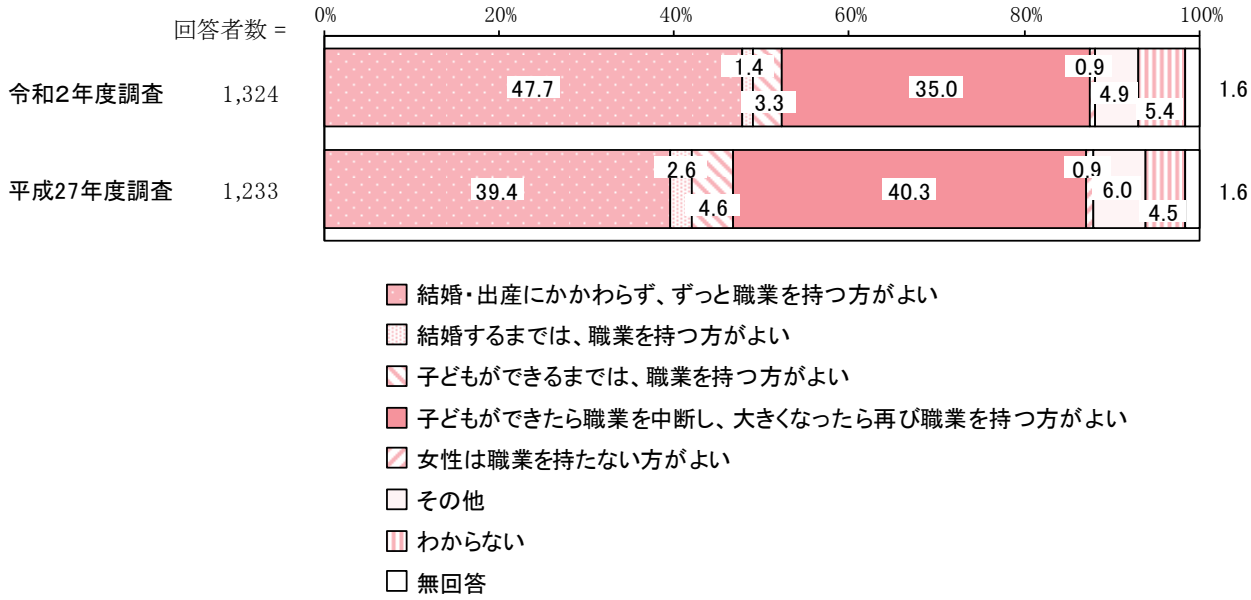

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

袋井市の年齢別労働力率の推移

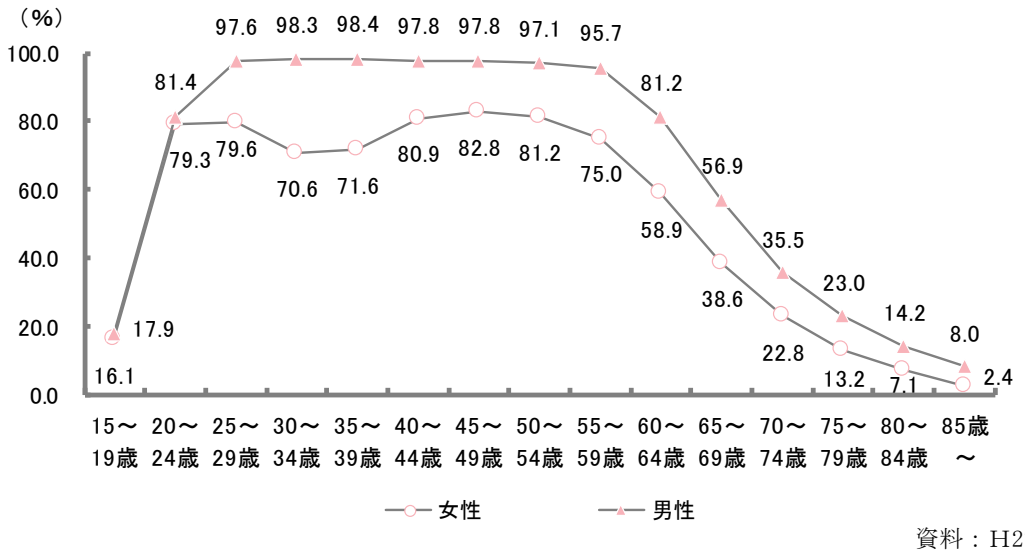

資料：H27 国勢調査

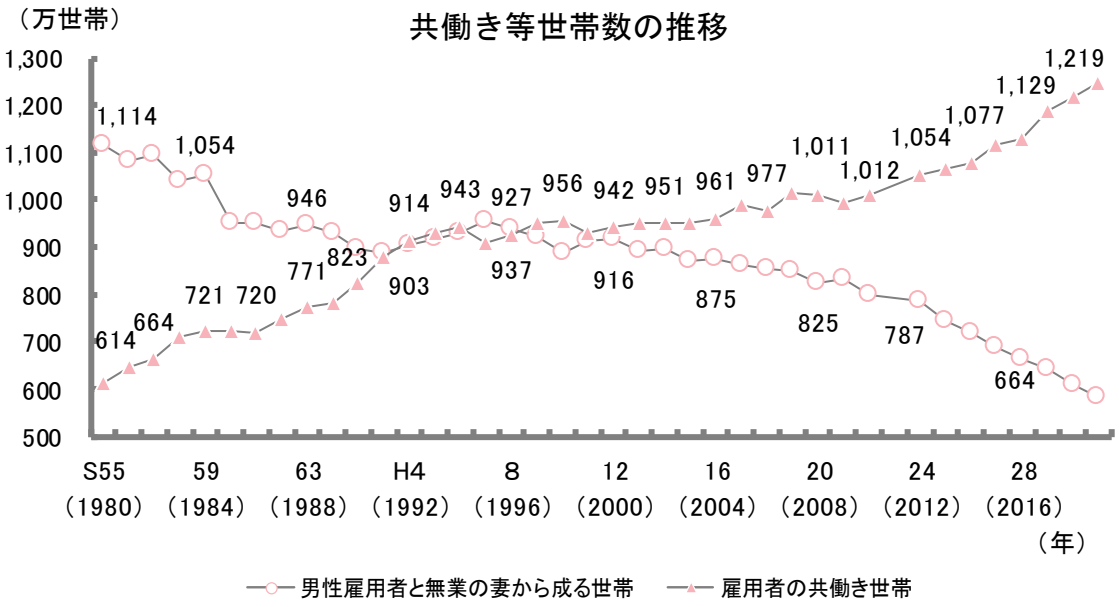

資料：Ｒ２男女共同参画白書（男女共同参画局）

子育て、介護、家事などのために一時期、仕事を辞めた女性が再就職を希望する際に役に立つ援助や対策について

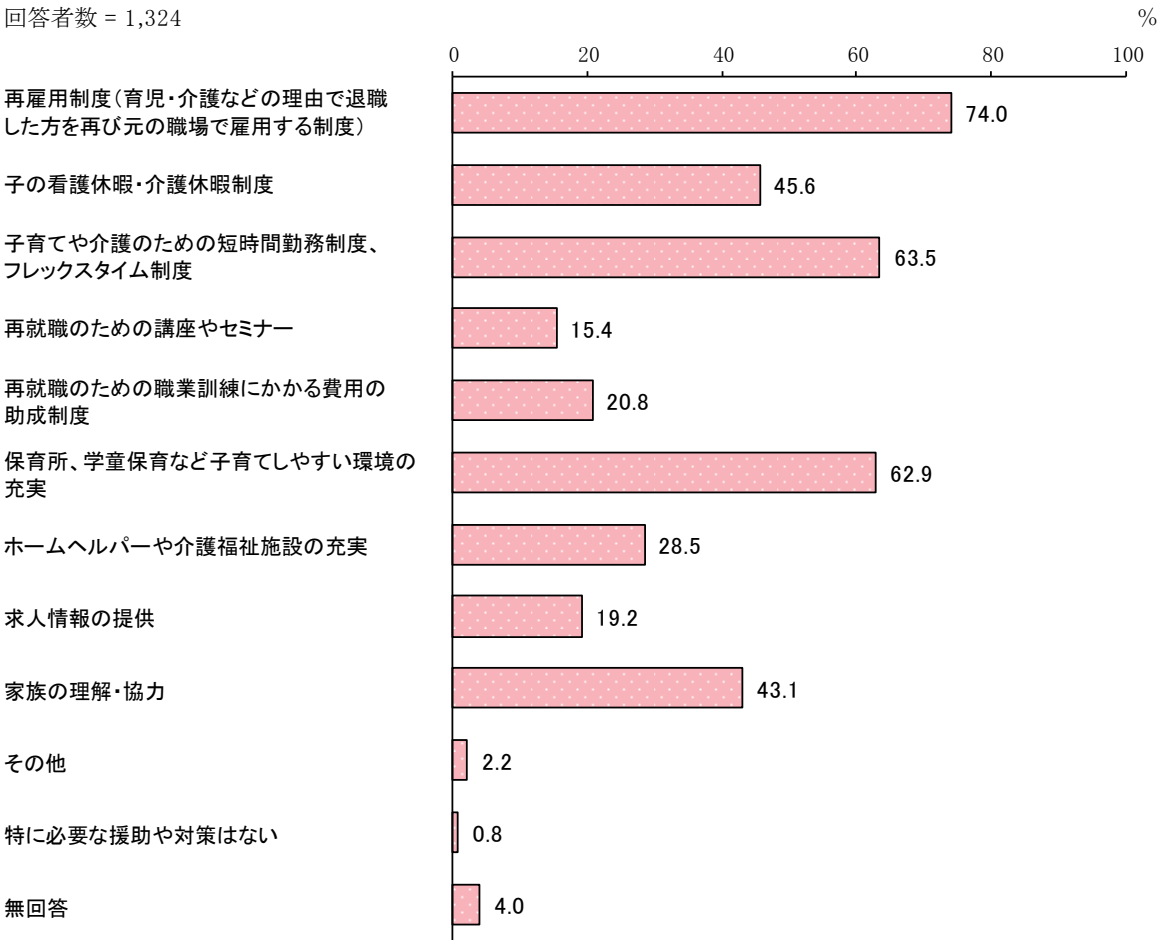

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

女性が仕事を続けていく上で、特に障害になっていることについて

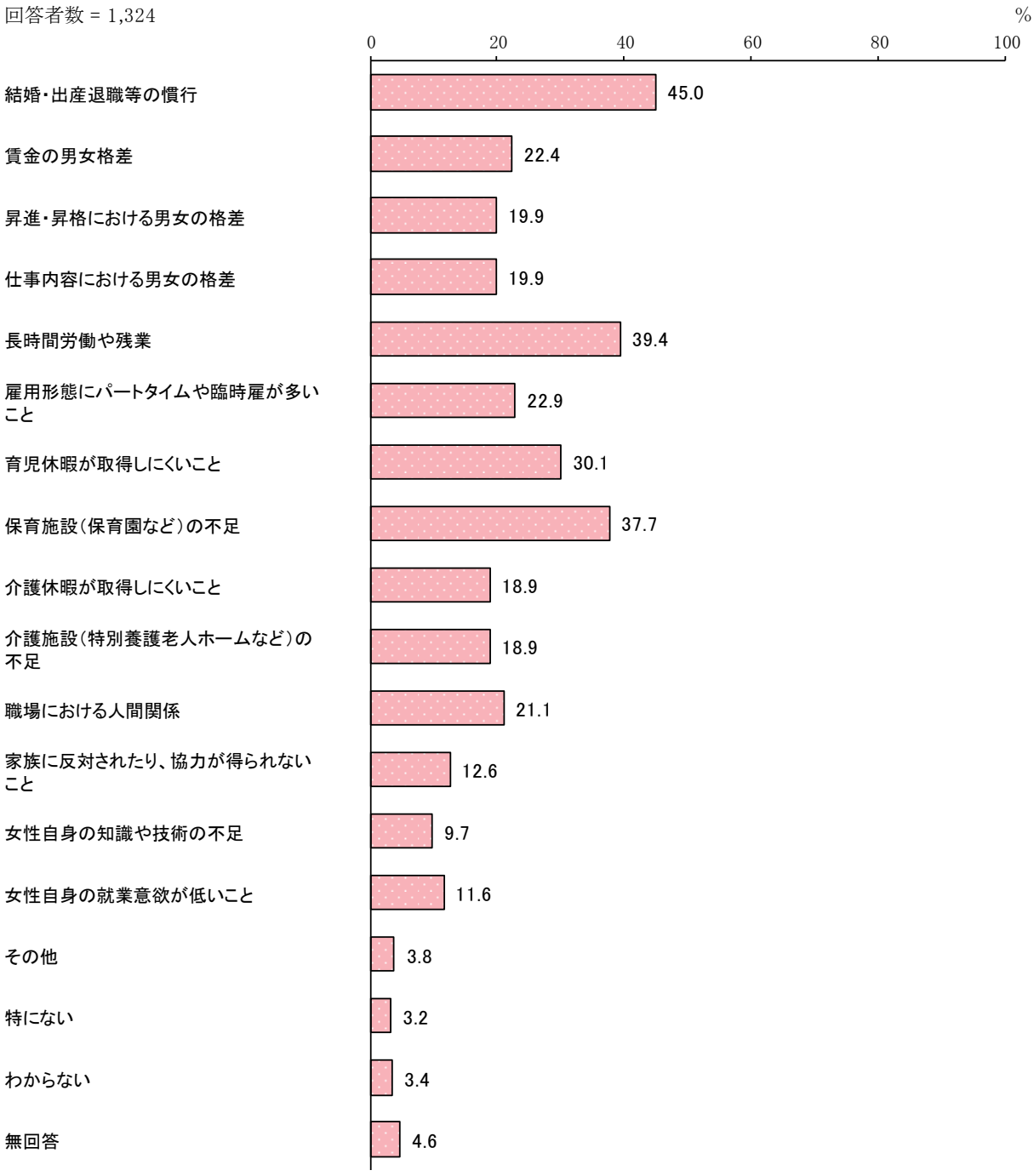

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

男性に比べ女性の管理職が少ない理由について

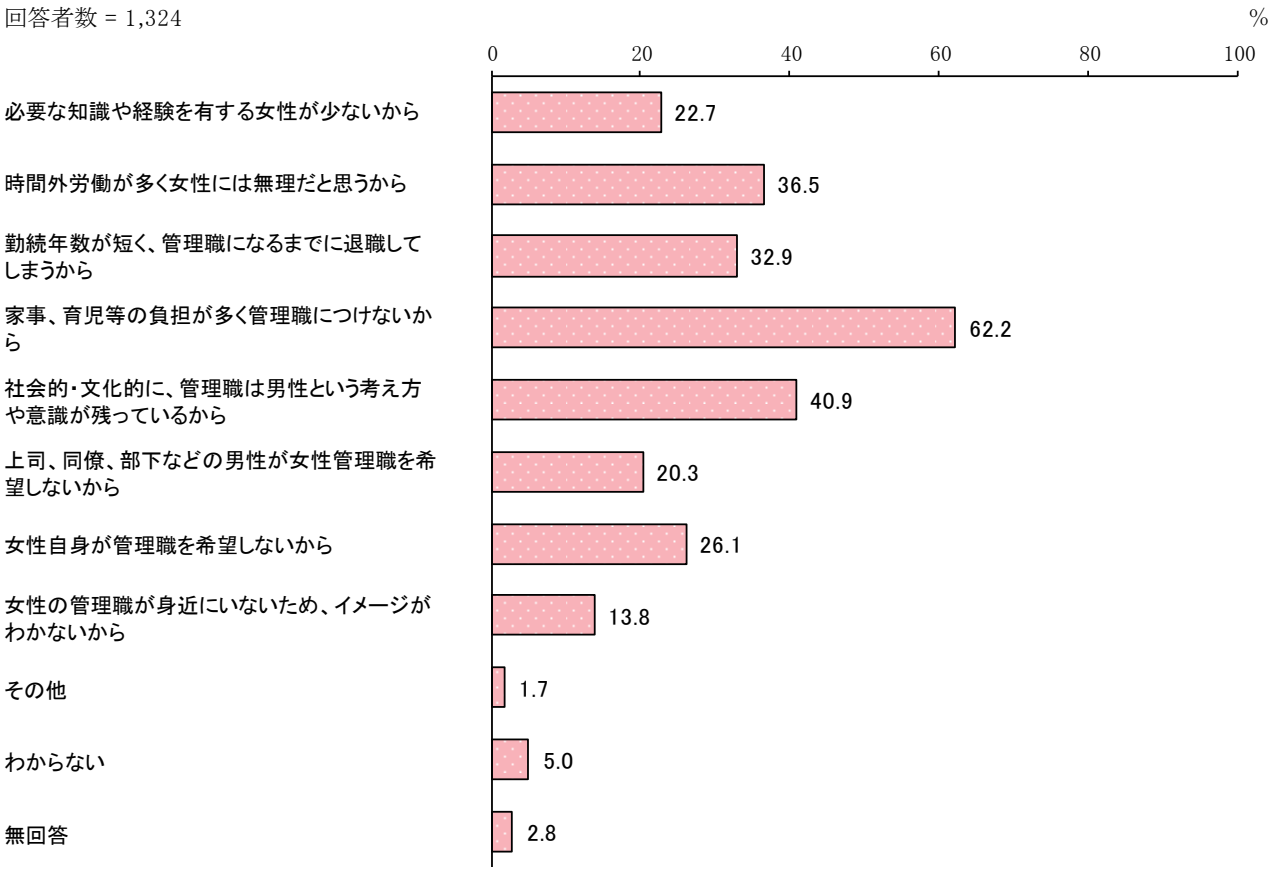

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

固定的な性別役割分担による慣習や意識にとらわれず、働きたい人が生涯にわたって能力を発揮して活躍できる環境づくりを支援するため、職務や個人の能力に基づく雇用管理や柔軟な働き方ができるよう企業に対して支援を行います。

◆基本施策８　女性活躍推進に向けた企業等への意識啓発や情報提供、人材育成【新】

様々な分野における女性の人材情報を収集するとともに、企業等への意識啓発や情報提供を行い、女性の活躍を推進します。

事業名	内容	所管課
女性の人材情報の収集と女性活躍事例等の情報提供	様々な分野で活躍する女性の人材情報を収集するとともに、ロールモデルの紹介や企業における好事例等の情報提供を行う。	協働まちづくり課
育児・介護休業制度、母性保護規定等労働条件に関する情報提供と啓発	育児・介護休業制度や母性保護規定等労働条件に関する情報提供と啓発に努める。	産業政策課 協働まちづくり課
「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進（再掲）	「男女共同参画社会づくり宣言」（県事業）の周知を行い、宣言事業所数の増加を図る。	協働まちづくり課
女性活躍推進法に基づく計画の推進	女性の職業生活における活躍を進めるため、行政として計画を推進する。 また、市内事業所における事業主行動計画の策定の啓発に努める。 市役所における特定事業主行動計画に基づき、取組を推進するとともに、年度ごとに進捗状況等を公表する。	協働まちづくり課 産業政策課 総務課

◆基本施策９　農業や商工業等自営業における女性参画の推進

農業や商工業等自営業に携わる女性の労働の適正な評価により、経営意識の向上を図ります。また、女性の交流の場を提供し、人材育成を支援します。

事業名	内容	所管課
家族経営協定の推進	営農方針や就農条件等を家族間で取り決める「家族経営協定」を促進する。	農政課
女性の交流機会と人材育成への支援に関する情報提供	県及び農業団体、ハローワーク、商工団体等の事業等、女性の交流機会や人材育成への支援に関する情報提供に努める。	農政課 産業政策課

◆基本施策 10　ＩＣＴの積極的な活用による働きやすい環境の構築【新】

育児等と仕事の両立を可能とするため、テレワークや行政手続きのオンライン化などＩＣＴを積極的に活用した取組を進め、多様な働き方の実現と子育て世帯等の負担軽減に努めます。

事業名	内容	所管課
テレワークの推進	国等の支援制度を周知し、利用を促進するなど、職場におけるテレワークの推進に努める。	ＩＣＴ政策課 産業政策課 総務課
ＩＣＴの利活用による子育て支援の推進	行政手続きのオンライン化等を推進し、子育て世帯等の負担軽減に努める。	すこやか子ども課 ＩＣＴ政策課 関係課

◆基本施策 11　ハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の防止対策の啓発・推進

職場におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）は人権侵害であるとの認識を広めるため、ハラスメント防止の啓発活動を行います。

事業名	内容	所管課
職場におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止意識の啓発	職場におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止の啓発に努める。	産業政策課 総務課

◆基本施策 12　女性のキャリア形成と就業ニーズの実現に向けた支援

労働に関する権利や制度などの学習機会を充実し、女性の職業能力の向上やキャリア形成支援、再就職等に関する情報の提供を行います。

事業名	内容	所管課
女性のキャリア形成支援	交流の場づくりや講座等を開催し、キャリアアップやキャリア継続のための支援を行うとともにキャリア形成に関する意識を高めるための啓発を行う。	協働まちづくり課
労働知識や技術の取得機会の情報提供	ハローワーク、県及び商工団体等の事業や法令等を周知し、労働に関する権利や制度の啓発に努める。	産業政策課
女性の就業に関する情報提供と啓発	ハローワーク、県及び商工団体等の事業や法令等、就業に関する情報提供と啓発に努める。	産業政策課
女性の起業支援や再就職支援と情報提供	商工団体や金融機関と連携し、起業支援を行う。また、職業相談による再就職支援やハローワークが行う再就職支援に関する情報提供に努める。	産業政策課

市民・企業の役割

市民の役割

- 就業規則などを確認し、働く場での条件、権利、義務を理解しましょう。
- ポジティブ・アクションについて学び、理解を深めましょう。
- 雇用、待遇上の問題やハラスメントなど、さまざまな問題の相談窓口の情報を把握し、困ったことがあれば速やかに相談しましょう。

企業の役割

- 募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差や差別をなくしましょう。
- テレワークを積極的に導入し、柔軟な勤務形態についても検討しましょう。
- ハラスメントの内容について経営者・管理者が理解し、防止対策に努めましょう。

基本方針５　職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）【重点】女性活躍

現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭生活や地域活動、個人の自己啓発など多様なライフスタイルを可能にするとともに、生産性の向上や競争力の強化につながり、経済の活性化においても重要なことです。

市民意識調査の結果をみると、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、理想では「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」したい人が 27.3%に対し、現実は 8.3%と、理想と現実のギャップが大きくなっています。また、理想では「『仕事』を優先」したい人が 4.1%であるのに対し、現実は 20.2%と、仕事を優先している人が多くなっています。

男性の育児休業の取得が進まない理由については、「職場の理解が得られないから」、「男性は仕事、女性は家事・育児をすべきという風潮（取りにくい雰囲気）があるから」の割合が依然として高く、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。また、女性が仕事を続けていく上で特に障害になっていることについては、「結婚・出産退職等の慣行」や「長時間労働や残業」の割合が高く、男性中心型労働慣行によって引き起こされる長時間労働や残業を前提とした働き方は、女性の職業継続を阻む一因であるとともに、女性に家事、育児等の負担が偏ることにつながります。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男性にとっても仕事以外の時間が増えたり、家族と過ごす時間が増え、子育ての喜びを実感できたりするなど、生活が充実することにより、仕事のやりがいの向上などが期待できます。働くことを希望するすべての人が仕事と家事・育児・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、保育所など各種施設の整備とサービスの充実に引き続き努めるとともに、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する取組が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの推進やオンラインの活用が進み、多様な働き方を選択できる企業も増えてきています。このような中、長時間労働などの働き方の見直しを行うとともに、心身の健康と向き合う時間や家族とのコミュニケーションの時間を確保するなど、仕事と家庭生活のバランスを取ることが大切です。加えて、女性の社会進出をより進めるため、男性が家事・育児・介護等に参画し、地域との関わりを持つことが可能となる環境の整備を推進する必要があります。

また、意識醸成のための講座や各種事業については、開催方法の変更や見直しなど、新しい生活様式を取り入れながら、感染防止対策を講じていく必要があります。

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について（理想と現実）

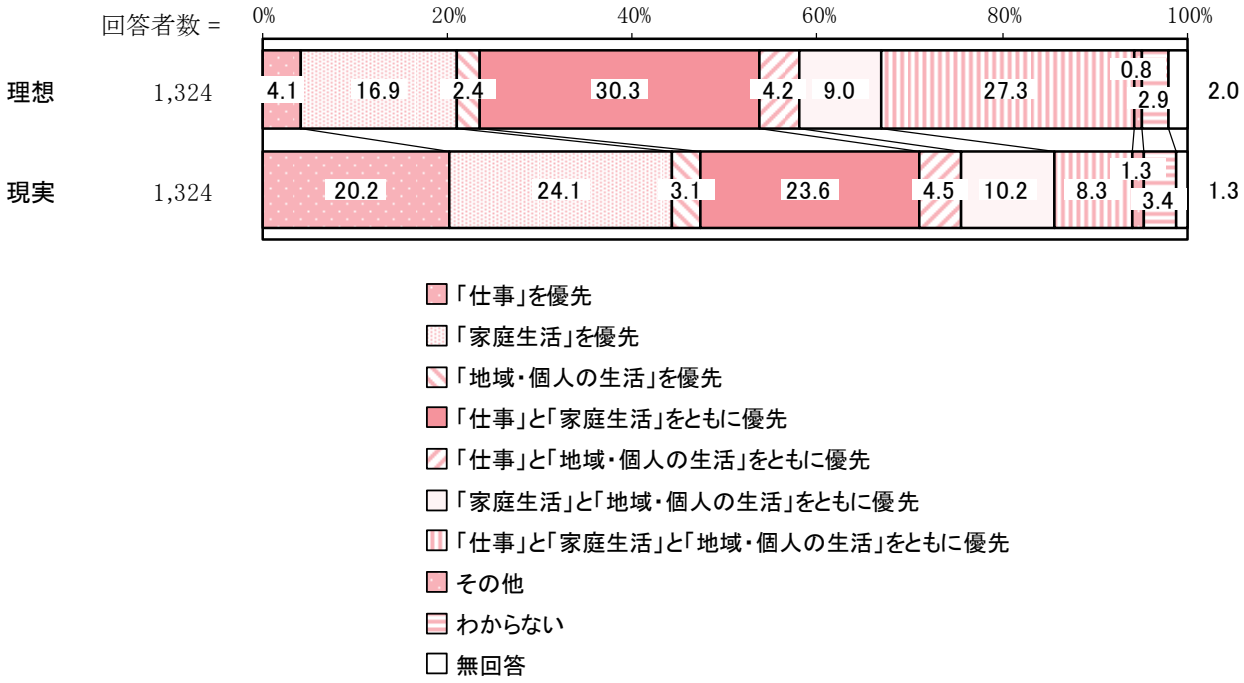

男性の育児休業が進まない理由について

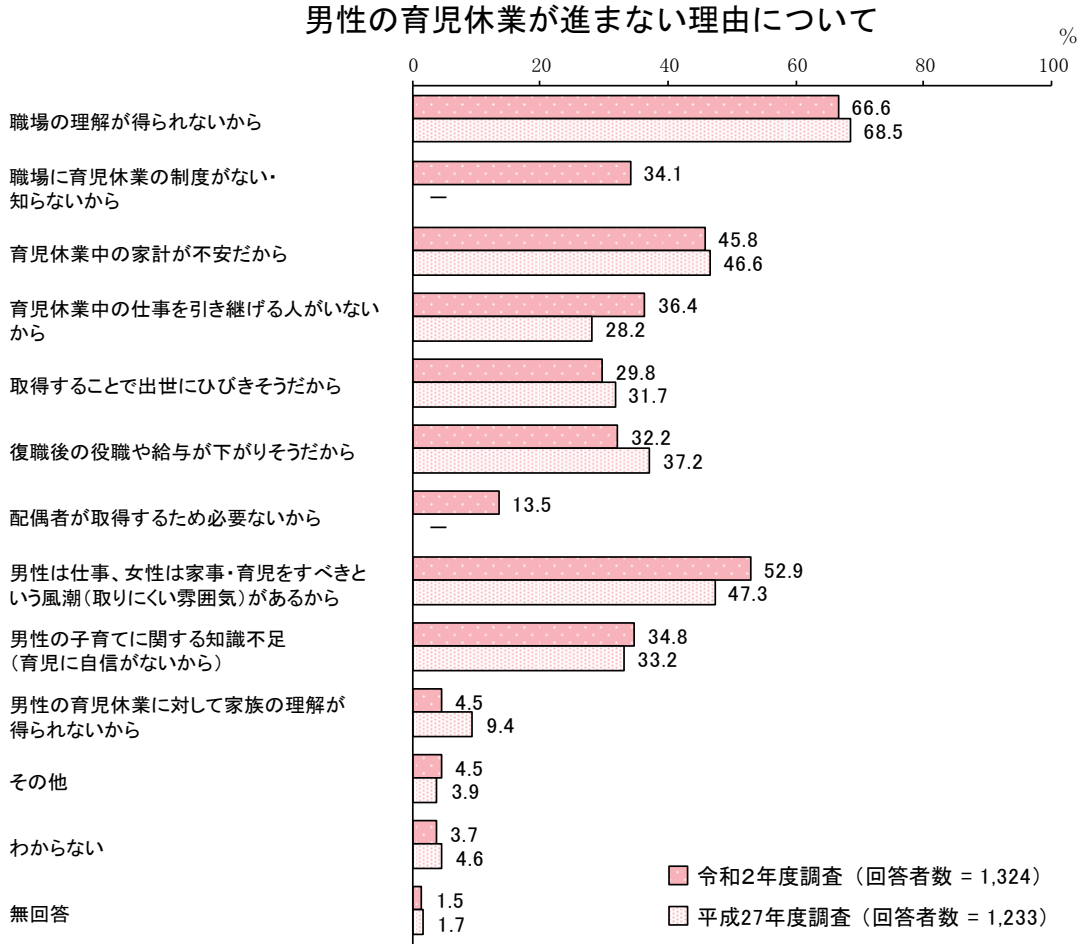

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

男女がともに家事や育児等に関わることができる環境づくりに向け、待機児童の解消などに努めるとともに、育児休業等の利用促進や長時間労働の見直し、柔軟な働き方の導入などを推進します。

◆基本施策 13　多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

仕事やその他の活動と育児、介護等の両立ができるよう、保育・介護サービスや相談体制の充実を図ります。

事業名	内容	所管課
多様な保育サービスの充実	保育所等における延長保育や一時預かり、幼稚園等における預かり保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業など、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図る。	すこやか子ども課
待機児童の解消	公立幼稚園の認定こども園化や保育所等の新設支援等により、保育所等の利用定員を計画的に拡大するとともに、保育士等の人材確保により、待機児童の解消を図る。	すこやか子ども課
子育て相談の充実	男女を問わず仕事をしていても育児を行うことができるよう母子保健の総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育て支援センター等と連携し、妊娠期から子育て期の支援体制を強化する。	すこやか子ども課 健康づくり課
乳幼児健康診査、健康相談、各種教室の実施	乳幼児の健康診査と相談を実施するとともに、必要に応じた継続的な支援体制の充実を図る。	健康づくり課
障がい児の療育、相談支援事業の充実	発達が気になる子どもや障がいのある子どものそれぞれの成長段階における相談支援・療育指導の充実を図る。	すこやか子ども課 育ちの森 しあわせ推進課
育児・介護休業等の制度の周知	育児・介護休業等の制度について周知を図る。	協働まちづくり課 産業政策課 総務課
多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や居宅介護サービス、施設介護サービス等の介護基盤の整備を進めるとともに、適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	市民課 （R3.4～保険課） 地域包括ケア推進課

◆基本施策 14　男性の家事・育児・介護への参画促進

講座や広報紙等による啓発を通じて、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

事業名	内容	所管課
広報紙等による情報提供と啓発の推進	広報紙やホームページ等を利用した情報提供や講座等を通じて啓発を行う。	協働まちづくり課
育児・介護休業等の制度の周知（再掲）	育児･介護休業等の制度について周知を図る。	協働まちづくり課 産業政策課 総務課
男性の育児休業制度等の利用促進	男性の育児休業制度等の利用事例の紹介を行うなどして利用促進を図る。 市職員における男性の育児休業制度等の条件や事務手続きをまとめ周知するとともに、管理職等のイクボスの育成に努める。	協働まちづくり課 総務課
家事・育児・介護などに参画するための情報提供や講座の開催	男性を対象とした家事・育児・介護等を支援する情報提供や講座等を開催する。	協働まちづくり課 すこやか子ども課 育ちの森 地域包括ケア推進課
介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	地域包括ケア推進課

◆基本施策 15　男性中心型労働慣行による長時間労働等の見直し・生き方変革への支援

長時間労働を前提とした働き方を見直し、心身ともに健康な生活ができるよう、意識啓発や相談体制の強化に努めます。

事業名	内容	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	長時間労働等の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの必要性などに関する意識の啓発を行う。	産業政策課 協働まちづくり課
市職員におけるワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が生産性の向上や競争力の強化につながることについて、職員が認識を高めるよう啓発する。業務の効率化や適正な人員配置等により総労働時間を縮減する。	総務課
心の健康に関する啓発とセーフティネットの構築	心の健康を保つため、正しい知識を広く啓発していくとともに、心の問題を抱えた人に対して適切な対応ができる人材の養成や関係機関の連携体制の強化などセーフティネットの構築を進める。	健康づくり課

市民・地域の役割

市民の役割

- 男性も、家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。
- 不安や悩みがあれば周りの仲間や相談窓口へ相談し、支援が必要な時には遠慮せずに頼みましょう。
- 子育てや介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に活用しましょう。
- 男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合いましょう。

地域の役割

- 地域活動や団体活動において、誰もが参加しやすい曜日、時間の開催に努めましょう。

企業の役割

- 従業員の作業内容や業務の分担において、むだや偏りがないか見直しましょう。
- 管理職から率先して、早く帰りやすい雰囲気をつくりましょう。
- 就業時間中に一旦職場を抜ける「中抜け」など、子育てや介護と就業が両立できる仕組みの導入を検討しましょう。
- 女性の活躍に関する情報を積極的に公表しましょう。

成果指標 市内事業所における男性の育児休業取得率

現状値	中間目標値	目標値
5.7%	9.2%	13.0%

参考とする指標 自主防災隊長及び防災委員の女性役員の割合

現状値	中間目標値	目標値
26.1%	33.3%	50.0%

参考とする指標　女性役員（会長・副会長・会計）がいる自治会の割合

現状値	中間目標値	目標値
5.7%	8.0%	10.0%

参考とする指標　市内における「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数（県事業）

現状値	中間目標値	目標値
51 事業所	56 事業所	60 事業所

参考とする指標　市内事業所における特定事業主行動計画の策定率

現状値	中間目標値	目標値
19.8%	22.0%	24.0%

参考とする指標　家族経営協定の締結数

現状値	中間目標値	目標値
14 件	14 件	14 件

参考とする指標　保育所等利用待機児童数

現状値	中間目標値	目標値
33 人	0 人	0 人

参考とする指標　市男性職員の育児休業取得率

現状値	中間目標値	目標値
0%	7.0%	13.0%

参考とする指標　市男性職員の配偶者出産休暇取得率

現状値	中間目標値	目標値
85.7%	100%	100%

基本目標Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現

基本方針６　ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援　ＤＶ対策

現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）等は、基本的人権の理解が不十分であり、その背景には、経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担による慣習や意識に根ざした社会構造の問題があり、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。

市民意識調査の結果をみると、DV について「受けたことがある」の割合は 8.0%と暴力を受けた人がいる状況は続いており、セクハラについて「受けたことがある」の割合は 17.0%と平成 27 年の 8.3%に比べ増加しています。

また、セクハラを受けたとき、「仕方がないと思い、何もしなかった」の割合が34.7%と最も高く、特に男性で「世間体や、今後の不利益を考えると何もできなかった」の割合が女性に比べ高く、被害が潜在化している様子がうかがえます。

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権を脅かし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係各課、団体が連携し、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進めるとともに、ＤＶをはじめ、ハラスメント、性犯罪等、ジェンダーに基づく、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を引き続き行う必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等により自宅で過ごす時間が増え、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。精神的暴力を含め、配偶者等からの暴力に関する相談支援や被害者等の安全確保も必要です。

夫や妻・パートナーなど親しい間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）について

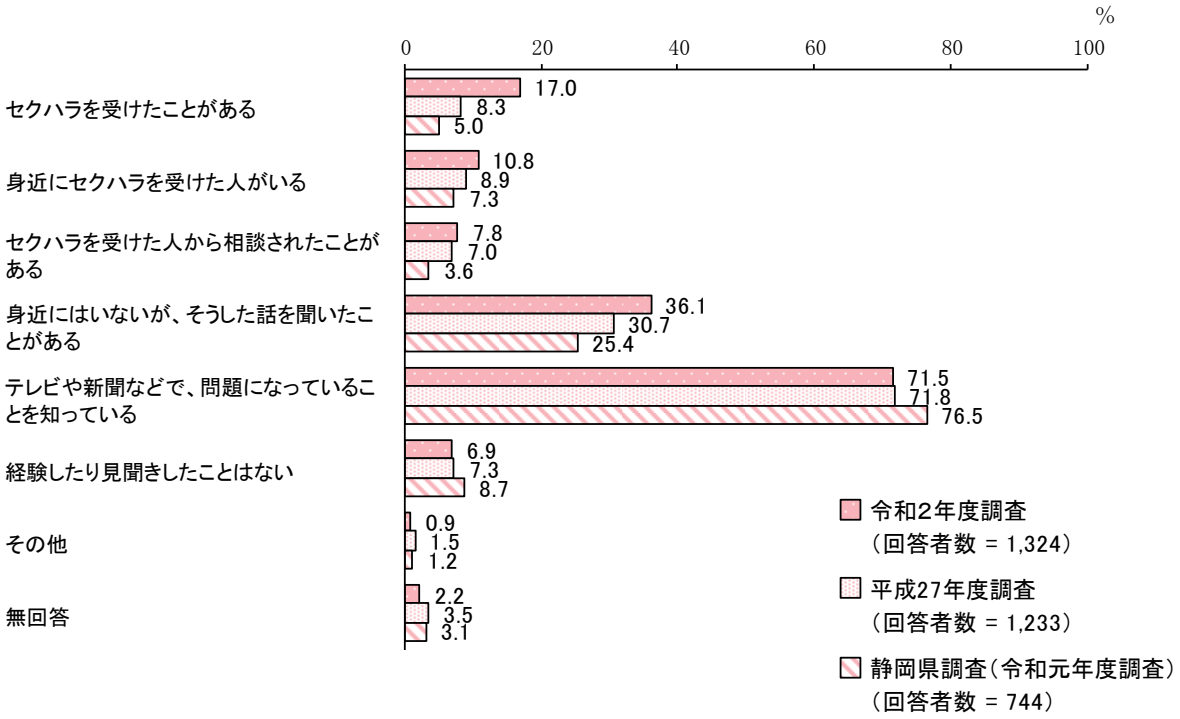

パートナーからのＤＶの対応について

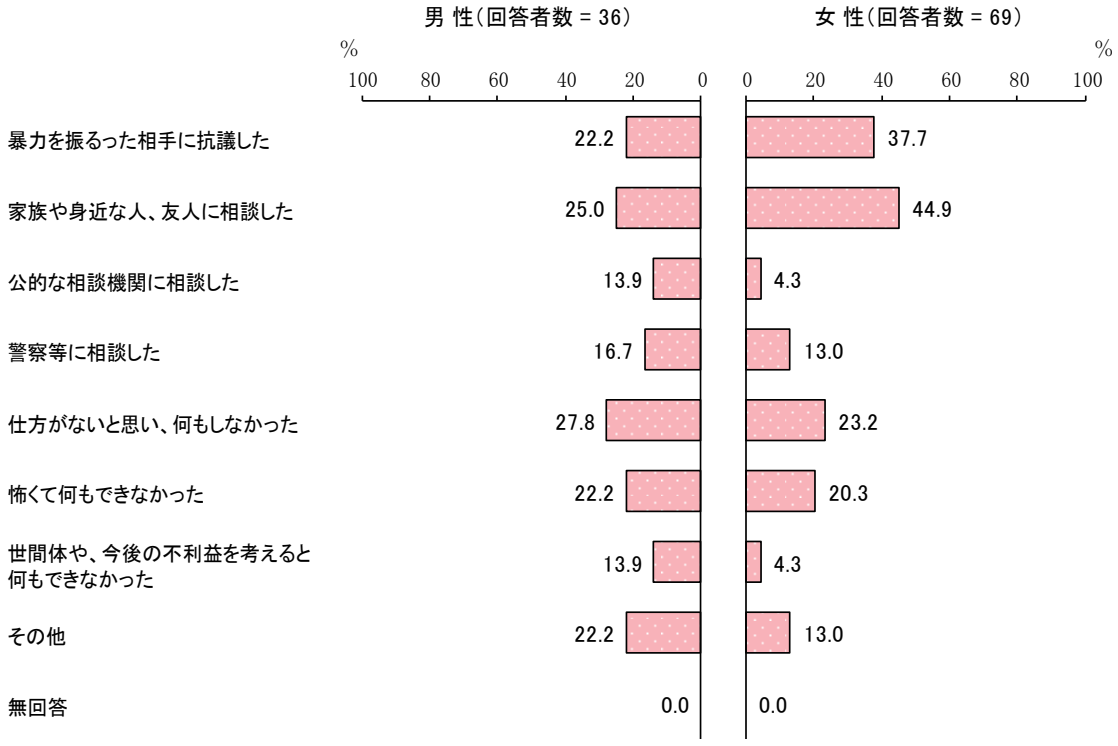

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）について

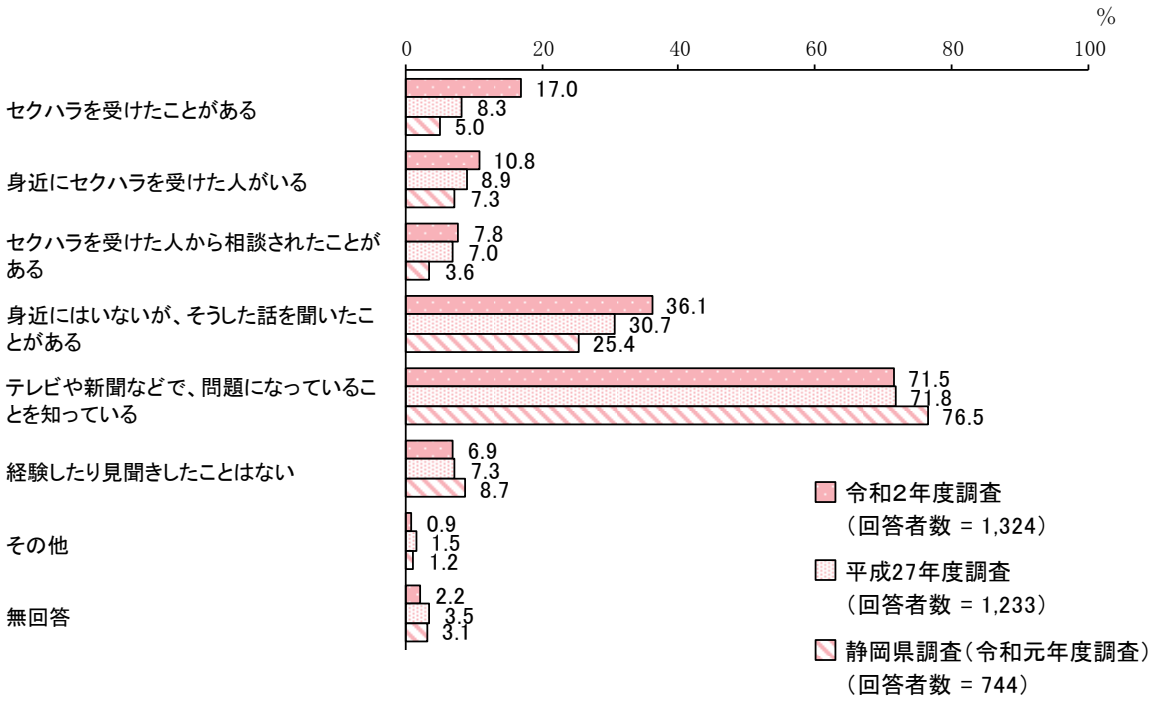

セクハラを受けたときのその後の対応について

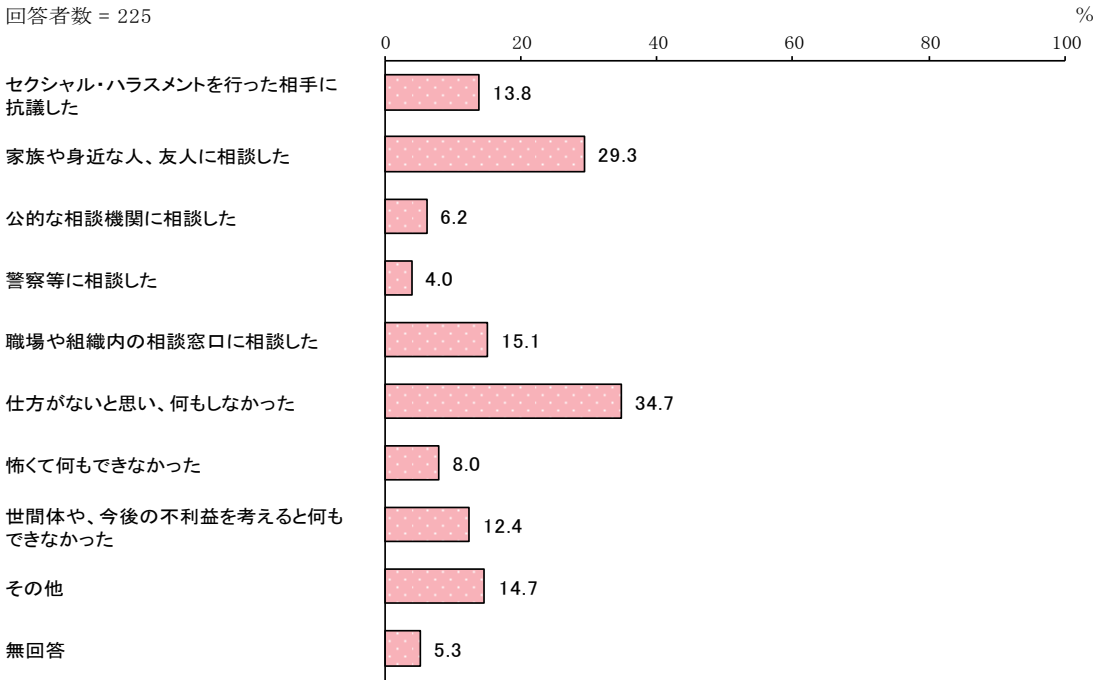

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

ＤＶやハラスメントは重大な人権侵害であるとの認識を広め、ジェンダーに基づく、偏見や不平等から生まれるあらゆる暴力の根絶を目指します。

また、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

◆基本施策 16　ＤＶなど女性に対する暴力根絶へ向けた対策の強化及び被害者の支援

チラシ等や講座による情報提供とともに、子どもをはじめ様々な世代への教育活動を通じ、ＤＶ、セクハラ等のあらゆる暴力の根絶に努めるとともに、その被害者を支援します。

事業名	内容	所管課
暴力根絶に向けた啓発と情報提供の充実	ＤＶ、セクハラ等あらゆる暴力を根絶するため、情報紙やチラシ等で啓発を行う。	しあわせ推進課 協働まちづくり課
人権教育の推進と若年層へのＤＶ防止に関する啓発や講座の開催	あらゆる暴力の根絶に向け、教育活動を通じて日常的に人権教育を行う。若年層を対象に「デートＤＶ」防止に関する啓発や講座を開催する。	学校教育課 しあわせ推進課 協働まちづくり課

◆基本施策 17　性犯罪・性暴力等への対策の啓発・推進

性犯罪・性暴力ならびにハラスメント（セクハラ・マタハラ等）は人権侵害であるとの認識を広めるため、啓発活動や情報収集に努めます。

事業名	内容	所管課
地域等におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止意識の啓発	地域等におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止の啓発に努める。	しあわせ推進課 協働まちづくり課

◆基本施策 18　各種相談体制の充実と関係機関との連携強化

ＤＶ、ハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の被害者に対して適切な援助を行うため、相談窓口の周知をはじめ、関係機関との連携により相談や自立支援の体制を整えます。

事業名	内容	所管課
相談窓口の周知及び相談体制の整備	相談窓口の周知をはじめ、問題解決に向けて相談しやすい相談体制の整備や支援情報の周知を図る。	しあわせ推進課 協働まちづくり課
関係機関との連携強化	問題解決のため、警察署、女性相談センター、保健所、静岡県等の関係機関のほか、学校や医療機関などと連携を図り、適切な相談と援助を行う。	しあわせ推進課 協働まちづくり課
被害者の安全確保と自立支援	ＤＶ等被害者の安全確保と自立を支援するため、警察署、女性相談センター、静岡県等と連携し、一時保護や自立支援体制の充実を図る。	しあわせ推進課

市民・企業の役割

市民の役割

- ＤＶやハラスメントについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識をもちましょう。
- 暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。

企業の役割

- ＤＶやハラスメントに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- 従業員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口等を紹介できるようにしましょう。

基本方針７　生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備【重点】

現状と課題

高齢化や核家族化など家族形態の変容に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加している中で、貧困や教育、就労等の機会を得られないといった様々な困難を抱える人の増加がみられます。

また、近年では、男女ともに非正規雇用者の割合が増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしています。女性は、男性に比べて不安定な雇用状況に置かれており、生活上の困難に陥りやすく、特に高齢単身女性や母子世帯でリスクが高いという状況にあります。セーフティネット機能として、生活上の困難に対応するとともに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの教育の支援、生活面での支援等を行うとともに、次世代を担う子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、地域の実情に即した切れ目のない支援を行う必要があります。加えて、高齢、障がい、疾病などの理由で働くことができない人が貧困に陥ることがないよう、個人の様々な生き方に沿った支援を行うことが必要です。

グローバル化の進展により、本市に在住する外国人は、4,798 人（令和２年４月１日現在）で、全体の 5.4%となっており、豊かで活力あるまちづくりには、性別や国籍にかかわらず、外国人市民がともに地域の一員としてまちづくりに参画できる環境をつくるとともに、市民が様々な国の文化や生活習慣の違いを理解することが重要です。

加えて、全国的に LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を並べた略称）など代表的な性的マイノリティについての認知は進みつつあるものの、当事者の抱える悩みや生きづらさについては十分理解が進んでいない状況です。市民意識調査の結果をみると、LGBT など性的少数者の方々にとって、偏見や差別などの人権侵害により、生活しづらい社会だと思うかについて、“そう思う”の割合が 78.7%と大半を占めています。さらに、近年、LGBT に代わる表現として性的指向と性自認（Sexual Orientation and Gender Identity）の頭文字からとった言葉で、SOGI（ソジまたはソギ）が用いられるようにもなってきました。多様な性のあり方についての理解を促進することが必要です。

男女別・年齢階層別相対貧困率（平成 22 年）

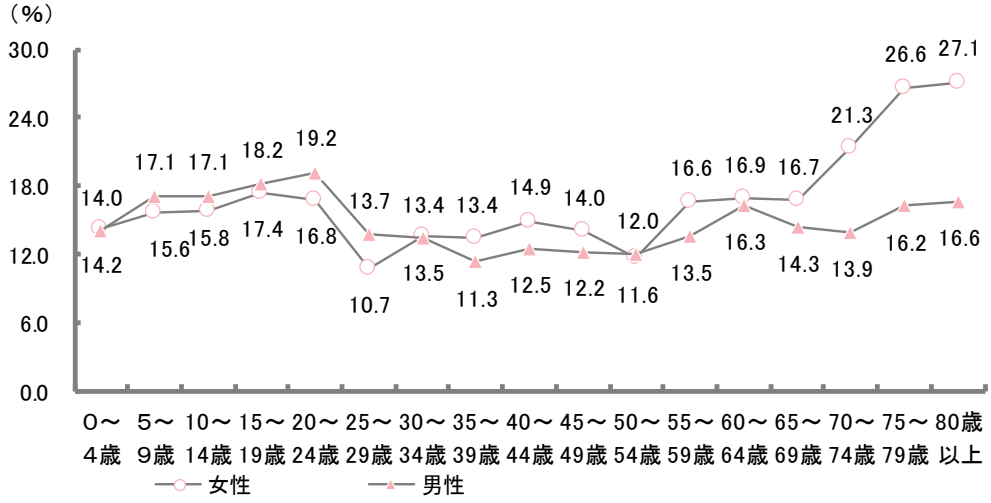

資料：H24 男女共同参画白書（男女共同参画局）

袋井市における外国人の推移

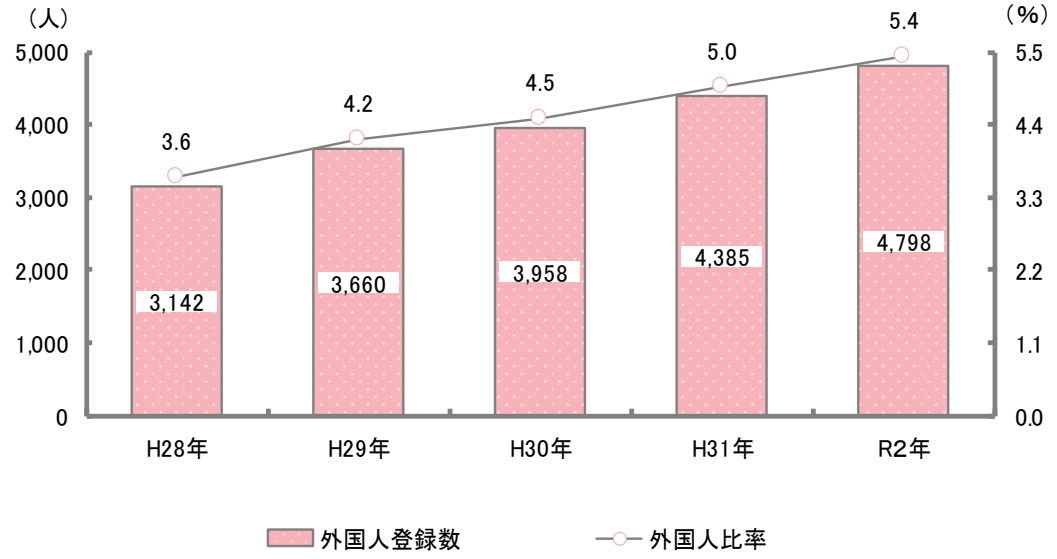

資料：袋井市ＨＰ

ＬＧＢＴなど性的少数者（性的マイノリティ）について

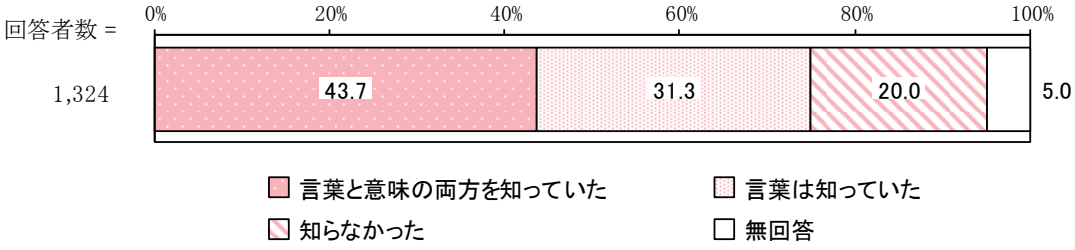

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

ＬＧＢＴなど性的少数者の方々にとって、偏見や差別などの人権侵害により、生活しづらい社会について

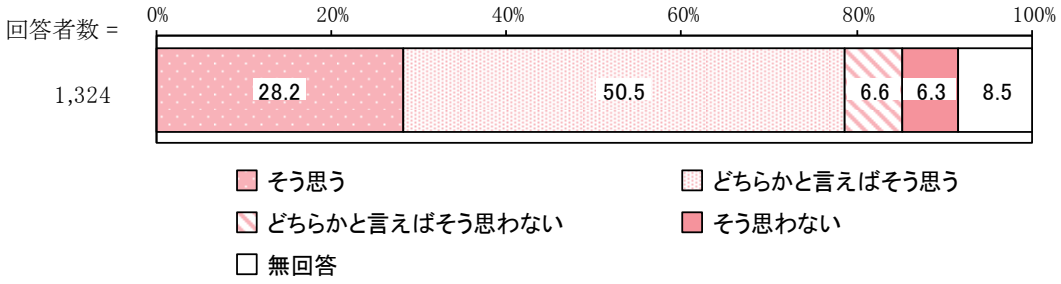

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

経済的な困窮や社会的孤立等、複雑・多様化する課題を解決し、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体が密接に連携し、総合的な支援を行います。

◆基本施策 19　ひとり親家庭及び生活上の困難に直面する困窮家庭等への支援の充実

ひとり親家庭や生活困窮家庭の自立と生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

事業名	内容	所管課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等への経済的支援を行うため、児童扶養手当、医療費助成、自立支援給付金の交付、資金の貸付等を実施する。	しあわせ推進課
生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立に向けて、就労や家計相談、住居確保給付金の支給等を行い、一人ひとりの状況に合わせた支援を行う。	しあわせ推進課
児童・生徒への就学支援	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に対し就学援助を行う。	教育企画課
相談体制の整備	相談者のニーズに応じるため、主任児童委員や民生委員児童委員、家庭児童相談室等による相談、支援体制の充実を図る。	しあわせ推進課

◆基本施策 20　高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、就労支援や相談体制を整備するとともに、女性が社会参画しやすい環境の整備を行います。

事業名	内容	所管課
高齢者・障がい者への活動支援と各種団体等の育成	高齢者や障がい者が安心して生活するために、就労支援や各種団体の活動を支援する。	しあわせ推進課 地域包括ケア推進課
高齢者の就業支援	（公社）袋井・森地域シルバー人材センターと連携し、高齢者ならではの働き方の創出と担い手の育成に取り組み、人生 100 年時代に即した高齢者就労を促進する。	産業政策課
多様な介護サービスの充実（再掲）	相談窓口の充実や居宅介護サービス、施設介護サービス等の介護基盤の整備を進めるとともに、適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	市民課 （R3.4～保険課） 地域包括ケア推進課
障がい者の自立支援	障がい者の自立支援と支援者の負担を軽減させるため、相談体制の整備、住まいや就労の場の確保など地域で支え合える体制の充実を図る。	しあわせ推進課

◆基本施策 21　外国人市民が安心して暮らせるための支援の充実

外国人市民が暮らしやすく、地域の一員としてまちづくりに参加できるよう、学習支援や多言語などによる情報提供を行います。

事業名	内容	所管課
外国人のための行政情報等の提供	広報紙やホームページ、フェイスブック等で生活に必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で提供する。	国際課 （全課）
外国人の児童生徒に対する支援	外国人児童生徒が学ぶ楽しさや喜びを感じ、充実した学校生活を送ることができるよう学習支援を行う。	学校教育課
地域活動への参加支援	外国人市民が自治会等の地域コミュニティ活動に関わりあうことができるように地域への啓発や外国人への支援を行う。	協働まちづくり課 国際課
外国人へのコミュニケーション支援	外国人の日本語学習のための教室等を開催するとともに、 多言語翻訳ツールの啓発や、やさしい日本語の普及などを行う。	国際課

◆基本施策 22　多様な性のあり方への理解の促進【新】

多様な性のあり方に関する理解を促進するための教育や啓発を推進するとともに、性的指向及び性自認を理由に困難を抱える人を支援するための取組を行います。

事業名	内容	所管課
多様な性のあり方に関する理解の促進	市民向けに多様な性のあり方に関する知識を浸透させるとともに、人権尊重の観点から教育・啓発等を推進する。 市職員の理解を促進するため、市職員向けの研修を行う。	協働まちづくり課 しあわせ推進課 総務課
多様な性のあり方に関する教育の推進	多様な性のあり方に関する理解を促進するための教育を行うため、教職員を対象とした研修等を行う。	学校教育課
行政手続きにおける見直しの検討	性別の取扱いをはじめとする行政手続きにおける見直しについて検討を行う。	協働まちづくり課
パートナーシップ制度の研究	パートナーシップ制度を導入している市町の情報収集や研究を行う。	協働まちづくり課

市民・地域の役割

市民の役割

- 高齢者や障がい者など、地域の中で支援が必要な人を見守り、声をかけるなど、できる限り支援しましょう。
- 支援が必要な時は、遠慮せずお願いできる人に頼みましょう。
- 多様な性のあり方があることを知り、偏見や差別をなくしましょう。

地域の役割

- 地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 地域に住む外国人と交流の場を増やし、多文化共生の意識を醸成しましょう。
- 性別やジェンダーに基づく偏見や差別などの人権侵害や犯罪を許さない意識啓発など、自治会等での広報に協力しましょう。

基本方針８　生涯を通じた健康支援体制の充実

現状と課題

男女がともに互いの個性と能力を発揮し、社会に参画するためには、生涯にわたり心身ともに健康であることが重要です。

生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性別に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。女性においては、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性があります。女性の人生のすべての段階において、身体的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自らの意思で選択し、自分らしく生きる権利があることにも留意する必要があります。一方、男性は、喫煙・飲酒の習慣がある人が多いことから健康を損なうことになりやすく、また、仕事中心の生活による心身の不調など健康を害する人も少なくありません。

このようなことから、男女がともに性別によって異なる健康課題について理解し、それぞれのライフステージに応じた健康保持・増進のための支援やスポーツなどの活動に取り組める環境づくりが必要です。

また、人生 100 年時代を見据え、長期的、継続的かつ包括的な観点に立って健康の増進を支援していくことが重要であるため、成育過程にある子ども及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する必要があります。

平均寿命と健康寿命の推移（男女別）

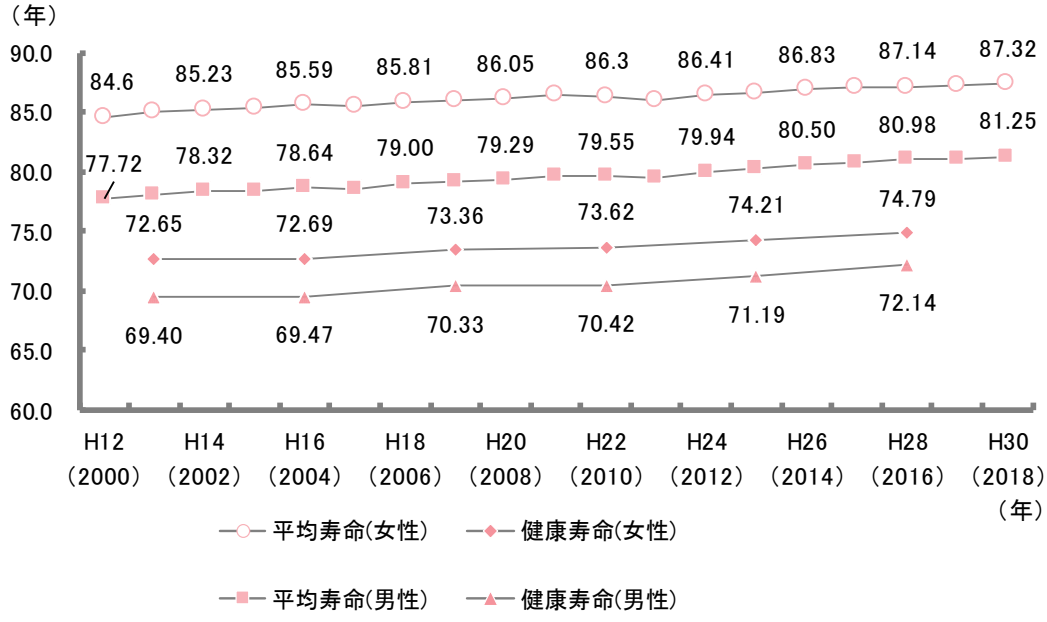

資料：Ｒ２男女共同参画白書

方向性

生涯を通じて地域の中で心豊かに暮らすために、男女が各ライフステージにおいてそれぞれの健康課題に対応できるよう、性や健康についての正しい知識を普及し、切れ目なく健康保持・増進の支援ができる体制を充実します。また、市民が気軽に取り組めるスポーツ環境を整備し、健康づくりの支援を行います。

◆基本施策 23　生涯にわたる健康の保持・増進のための支援の充実

健康診査の実施等、年齢・性別に応じた、心身の健康の保持・増進のための事業の充実を図ります。

事業名	内容	所管課
健康診査の充実	年齢・性別に応じた各種がん検診等、各種健康診査を実施するとともに、公会堂やコミュニティセンターなど身近な場所でがん検診等を受けられるよう体制を整え、受診率の向上を図る。	健康づくり課
相談・講座等の充実	健康について、コミュニティセンターなど身近な場所で相談したり、正しい知識を普及するための講座を開催したりする。	健康づくり課

◆基本施策 24　若い世代における性と心の健康に関する知識の普及と相談体制の充実

児童生徒の発達段階に応じて、性や心の健康についての正しい知識を周知・啓発するとともに、相談体制の充実を図ります。

事業名	内容	所管課
性に関する学習機会と相談体制の充実	児童生徒の発達段階を踏まえ、身体の発達や倫理・よりよい人間関係づくりなど、幅広く性の問題をとらえ、各教科や道徳・特別活動・総合的な学習の時間等、教育活動全体の中で指導する。また、養護教諭やスクールカウンセラーによる性と心の悩みに対する相談体制の充実を図る。	学校教育課
性感染症対策の推進	正しい理解を推進するため、小中学校と連携し、性に関する知識の普及を行うとともに、ＨＩＶ抗体検査、性感染症検査及び相談事業の周知・啓発を行う。	健康づくり課
心の健康に関する啓発とセーフティネットの構築（再掲）	心の健康を保つため、正しい知識を広く啓発していくとともに、心の問題を抱えた人に対して適切な対応ができる人材の養成や関係機関の連携体制の強化などセーフティネットの構築を進める。	健康づくり課

◆基本施策 25　妊娠・出産にかかわる健康支援

妊娠期から子育て期の母子に対する切れ目のない支援を行い、妊娠・出産の時期を安心して過ごせるように支援するとともに、不妊に悩む男女に対する相談支援体制の充実を図ります。

事業名	内容	所管課
教室・相談・訪問による保健指導の充実	妊娠・出産に関わる女性の心と身体の変化や男性の役割について啓発を行うとともに、産前産後の精神的な不安の解消等に努める。	健康づくり課
子育て相談の充実（再掲）	男女を問わず仕事をしていても育児を行うことができるよう、母子保健の総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育て支援センター等と連携し、妊娠期から子育て期の支援体制を強化する。	すこやか子ども課 健康づくり課
不妊治療の支援	不妊治療に要する経費の助成を行うとともに、情報の提供や相談体制の充実を図る。	健康づくり課

◆基本施策 26　誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備【新】

市民誰もが、ライフステージや性別、障がいの有無、国籍などの多様性を受け入れ合いながら、それぞれの体力や趣味、趣向に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を整備するとともに、誰もが参加しやすいイベントや教室などの充実により市民のスポーツ活動を推進します。

事業名	内容	所管課
ニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実と促進	各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、スポーツを通して健康づくりを支援する。特に、働く世代、子育て世代向けのメニューの充実や託児機能付きの教室の開催など、より参加しやすい環境づくりに努める。	スポーツ政策課

市民・地域・企業の役割

市民の役割

- 自分や家族の健康について関心をもちましょう。
- 各種検診を積極的に受診するようにしましょう。気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見・早期治療を心がけましょう。
- 日常的な運動習慣を身につけましょう。

地域の役割

- 地域のみんなで健康づくりに取り組みましょう。

企業の役割

- 職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- 従業員の心の健康に配慮しましょう。

成果指標　家庭児童相談室への実相談者数

現状値	中間目標値	目標値
295 人	330 人	350 人

参考とする指標　ＤＶ保護率

現状値	中間目標値	目標値
2.7%	1.7%	0%

参考とする指標　デートＤＶに関する授業を実施する学校数（高校含む）

現状値	中間目標値	目標値
なし	2 校	4 校

参考とする指標　市内における性犯罪認知件数（強制性交等、強制わいせつ件数）

現状値	中間目標値	目標値
8 件	0 件	0 件

参考とする指標　ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給件数

現状値	中間目標値	目標値
3 件	5 件	7 件

参考とする指標　多文化共生を推進するための講座数

現状値	中間目標値	目標値
12 件	13 件	15 件

参考とする指標　マタニティスクールの参加者数

現状値	中間目標値	目標値
95 組	120 組	120 組

参考とする指標　成人のスポーツ実施率（週１回以上）

現状値	中間目標値	目標値
57.8%	62.0%	65.0%

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

基本方針９　男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、性別や国籍にかかわらず個性と能力が発揮できるよう学校や家庭、地域や職場などのあらゆる場で、男女の人権尊重と男女平等の教育や学習をさらに進めていく必要があります。

市民意識調査の結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という男女の役割を固定的に考えることについて“反対”の割合が60.6%となっており、家庭での男女の役割分担に対する考え方は、「どちらでも時間や気持ちに余裕がある方が家事・育児・介護をするのがよい」が42.3%、「男女ともに仕事をし、ともに家事・育児・介護をするのがよい」の割合が39.7%と、固定的な性別役割分担意識を持つ人は少なくなってきている状況がうかがえます。

より長い人生を見据え、性別に基づく固定的な役割分担による慣習や意識、性別に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）にとらわれず、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、人生ステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発を推進していく必要があります。

さらに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる2030年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という男女の役割を固定的に考えることについて

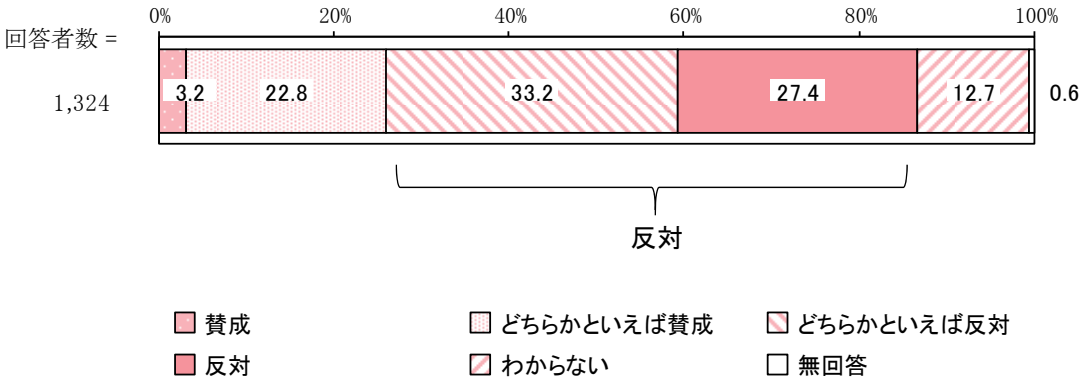

家庭での男女の役割分担に対する考え方について

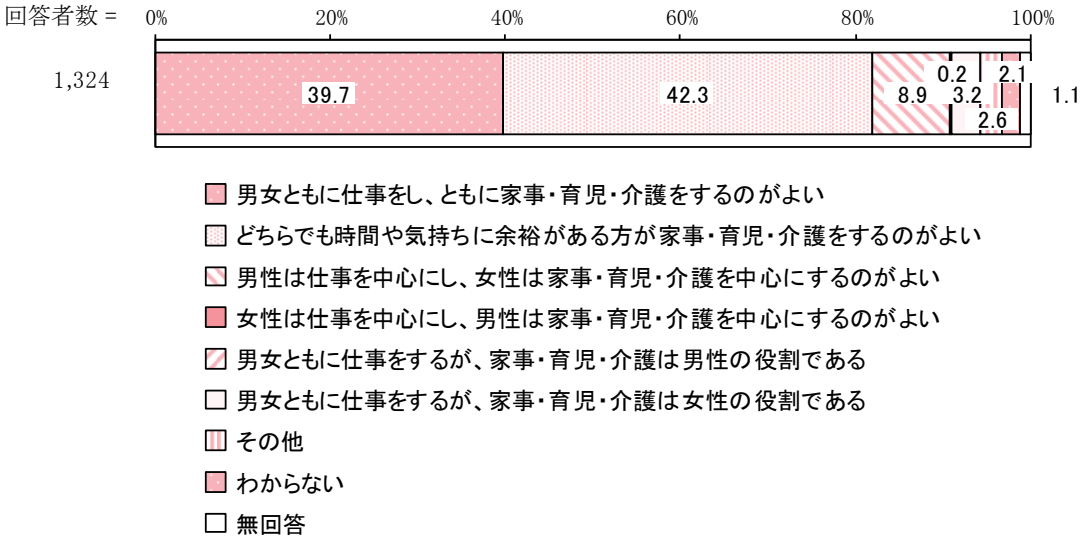

資料：袋井市男女共同参画及び女性活躍推進に関する市民意識調査（Ｒ２）

方向性

次代を担う子どもたちが、多様性を理解し、人権を尊重する教育によって性別による固定的な役割分担意識や性別による固定概念にとらわれない考え方を育むことができるよう、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。また、誰もが男女共同参画について正しく理解できるよう、行政においても性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない広報活動や情報提供を行います。

◆基本施策 27　広報活動における固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画に関する講座等の開催や事業所への情報提供を通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めます。

事業名	内容	所管課
男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する講座等を開催し、正しい理解の促進や啓発を行う。	協働まちづくり課
広報紙等による情報提供と啓発の推進	広報紙やホームページ等を利用した情報提供や計画等の周知、啓発を推進する。	協働まちづくり課
事業所への情報提供	ハローワーク、県及びや商工団体等事業や法令等、男女共同参画に関する情報提供に努める。	産業政策課 協働まちづくり課

◆基本施策 28　男女共同参画に関する調査及び情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査の実施や統計資料の収集により、現状を把握するとともに、広報紙等を利用した情報提供を行います。

事業名	内容	所管課
広報紙等による情報提供と啓発の推進（再掲）	広報紙やホームページ等を利用した情報提供や計画等の周知、啓発を推進する。	協働まちづくり課
男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画に関する意識調査や事業所等への調査を実施する。	協働まちづくり課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	国、県、他市、関連団体等が発行する統計資料や図書等の情報を収集し提供する。	協働まちづくり課
男女共同参画の視点に立った図書（絵本含む）コーナーの設置	男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画の視点に立った図書コーナー等を設けて啓発を図る。	生涯学習課 （図書館）

◆基本施策 29　男女共同参画の視点に立った各種制度の見直し

様々な分野におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を排除し、男女共同参画の視点に立った各種制度の見直しや環境整備に努めます。

事業名	内容	所管課
男女共同参画の視点に立った施策の推進	男女共同参画の視点に立った各種施策の実施や広報紙や市の発行物の発行にあたっては、男女共同参画の視点に立って実施する。	全 課
誰もが使いやすい公共施設の整備	ユニバーサルデザインを積極的に導入する等、誰もが使いやすい施設の整備に努める。	全 課
各種講座・講演会等における託児の実施	乳幼児を持つ親が講座・講演会等に乳幼児連れで参加しやすいように託児を実施する。	全 課
各種講座・講演会等における手話通訳の配置	障がいのある人が講座・講演会等に参加しやすいように手話通訳の配置に努める。	全 課

◆基本施策 30 男女共同参画の視点に立った学校教育、進路指導等の推進【新】

子どもの発達段階に応じ、性別に関係なく、すべての人を平等に尊重するジェンダー教育を進め、個人の能力や希望に応じて多様な進路選択ができるような進路指導を推進します。

事業名	内容	所管課
男女共同参画の視点に立った進路指導・キャリア教育の実施	性別にとらわれることなく、個性と能力を重視した職業や進路先を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図る。また、子どもの発達段階に応じて、様々な分野に積極的に参画していくことを可能とする機会の提供を行う。	学校教育課

◆基本施策 31　人権を尊重する教育・学習機会の充実

保育・教育などの場において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人権教育や学習の充実を図ります。

事業名	内容	所管課
保育士、教員等における男女共同参画の推進	各校（園）等において、県教育委員会等の発行資料を活用して研修等を行い、人権や男女共同参画に対する意識の高揚を図る。	すこやか子ども課 学校教育課
男女共同参画の視点に立った保育・教育内容の充実	保育や教育の場において、固定的な役割分担意識にとらわれない指導の充実を図る。	すこやか子ども課 学校教育課
多様な性のあり方に関する理解の促進（再掲）	市民向けに多様な性のあり方に関する知識を浸透させるとともに、人権尊重の観点から教育・啓発等を推進する。 市職員の理解を促進するため、市職員向けの研修を行う。	協働まちづくり課 しあわせ推進課 総務課
男女共同参画の視点に立ったコミュニティセンター活動の実施	家庭教育学級等で行う学習に男女共同参画の内容を盛り込む。	生涯学習課

◆基本施策 32　国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進

男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集・提供を行うとともに、国際交流等を通じて国際理解を深め、多様な価値観の理解を推進します。

事業名	内容	所管課
国際社会の情報収集と提供	男女共同参画に関する国際的な取組の指針や先進事例等を含む諸外国の取組についての情報の収集・提供を行う。	協働まちづくり課
国際交流活動の推進	国際理解を深めるため、姉妹都市であるヒルズボロ等との交流活動への市民の参加を促進する。また、ＮＰＯ、市民団体等と連携を図り、交流の機会や活動の場を増やす。	市長公室 （R3.4～秘書課） 国際課 協働まちづくり課

市民の役割

市民の役割

- 子どもが学習していることに関心をもち、子どもと男女平等や男女共同参画について話し合う機会をもちましょう。
- 男女平等や男女共同参画などに関する講座や行事などに積極的に参加し、学んだことを実践しましょう。
- 男女平等や男女共同参画について学んだことを話し合い、自己学習に努めましょう。
- 国際交流の場へ積極的に参加しましょう。

成果指標 性別による固定的な役割分担をすべきでないと思う人の割合

現状値	中間目標値	目標値
60.6%	65.0%	70.0%

参考とする指標 男女共同参画関連講座等への参加者数（累計）

現状値	中間目標値	目標値
なし	150 人	250 人

参考とする指標 広報・ＨＰ等における男女共同参画に関する情報提供件数

現状値	中間目標値	目標値
12 件	18 件	24 件

参考とする指標 人権文化創造講演会の参加者数

現状値	中間目標値	目標値
130 人	250 人	300 人

第4章 プランの推進

プランを着実に実行し、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、次のような体制を整えます。

1 男女共同参画推進本部会議

「袋井市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」において、袋井市の男女共同参画推進施策の実施、総合調整及び進行管理を行います。

2 男女共同参画推進審議会

袋井市男女共同参画推進条例第 22 条に基づく「袋井市男女共同参画推進審議会」において、市長の諮問に応じて、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議します。

3 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

4 男女共同参画に関する職員研修

男女共同参画の視点を養う職員研修（市の関係団体も含め）を実施します。

5 プランの進捗状況の点検・公表

年度ごとに調査し、推進審議会等により点検を行い、その結果を公表します。

付属資料

1　男女共同参画推進プランの策定経過

会　　議　　名	年　　月　　日
第１回男女共同参画推進本部会議	令和元年９月９日
第１回男女共同参画推進審議会	令和元年９月９日
第１回男女共同参画ワーキンググループ会議	令和２年３月６日
第２回男女共同参画推進本部会議	令和２年３月 16 日
第２回男女共同参画推進審議会（書面会議）	令和２年３月 26 日
第２回男女共同参画ワーキンググループ会議	令和２年７月 30 日
第３回男女共同参画推進本部会議	令和２年８月５日
第３回男女共同参画推進審議会	令和２年８月 17 日
第３回男女共同参画ワーキンググループ会議	令和２年 10 月９日
第４回男女共同参画推進本部会議	令和２年 10 月 21 日
第４回男女共同参画推進審議会	令和２年 10 月 30 日
第５回男女共同参画推進本部会議	令和３年２月１日
第５回男女共同参画推進審議会	令和３年２月 18 日

市民意見の集約	年　　月　　日
男女共同参画に関する市民意識調査	令和２年５月～６月
男女共同参画に関する実態調査（事業所）	令和２年９月～10 月
パブリックコメント	令和２年 12 月～令和３年１月

２　男女共同参画推進審議会委員名簿

任期：平成 31 年４月１日～令和３年３月 31 日

No.	氏　名	役職・所属等
1	犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部教授 県立大学男女共同参画推進センター センター長 （学識経験者）
2	髙橋 美穂	ｍａｍａ＋（プラス）代表、お茶畑助産院 院長 （市民活動団体の代表）
3	萩田 三恵子	今井小学校 校長 （教育関係者）
4	森　正人	遠州中央農業協同組合 （関係団体の代表）
5	森田 裕紀子	袋井商工会議所 （関係団体の代表）
6	田中 知子	袋井人権擁護委員協議会 委員 （関係団体の代表）
7	大場 保治	社会福祉協議会 評議員、なごみかぜ工房 施設長 （関係団体の代表）
8	安井 孝政	NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡 理事 （市民活動団体の代表）
9	森　智子	令和元年度ふらっと副代表、 袋井市青少年アドバイザーの会 （市民活動団体の代表）
10	石黒 加奈	令和元年度 男女共同参画社会づくり活動に関する県知事褒賞受賞者（市民の代表）

３　成果指標と参考とする指標の一覧

（１）成果指標

基本目標	指　　標　　名	単位	現状値	中間目標値	目標値
Ⅰ	市の審議会等女性委員の割合	%	36.9	38.7	40.0
Ⅱ	市内事業所における男性の育児休業取得率	%	5.7	9.2	13.0
Ⅲ	家庭児童相談室への実相談者数	人	295	330	350
Ⅳ	性別による固定的な役割分担をすべきでないと思う人の割合	%	60.6	65.0	70.0

（２）参考とする指標

基本目標	指　　標　　名	単位	現状値	中間目標値	目標値
Ⅰ	市内事業所における女性管理職（課長相当職以上）の割合	%	10.2	13.0	15.0
	市職員（一般行政職）における女性管理職（課長相当職以上）の割合	%	9.6	13.0	15.0
	若者など市民を対象にした学習機会の実施回数	回	16	40	45
Ⅱ	自主防災隊長及び防災委員の女性役員の割合	%	26.1	33.3	50.0
	女性役員（会長・副会長・会計）がいる自治会の割合	%	5.7	8.0	10.0
	市内における「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数（県事業）	事業所	51	56	60
	市内事業所における特定事業主行動計画の策定率	%	19.8	22.0	24.0
	家族経営協定の締結数	件	14	14	14
	保育所等利用待機児童数	人	33	0	0
	市男性職員の育児休業取得率	%	0	7.0	13.0
	市男性職員の配偶者出産休暇取得率	%	85.7	100	100
Ⅲ	ＤＶ保護率	%	2.7	1.7	0
	デートＤＶに関する授業を実施する学校数（高校含む）	校	―	2	4
	市内における性犯罪認知件数（強制性交等、強制わいせつ件数）	件	8	0	0
	ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給件数	件	3	5	7
	多文化共生を推進するための講座数	件	12	13	15
	マタニティスクールの参加者数	組	95	120	120
	成人のスポーツ実施率（週１回以上）	%	57.8	62.0	65.0
Ⅳ	男女共同参画関連講座等への参加者数	人	―	150	250
	広報・ＨＰ等における男女共同参画に関する情報提供件数	件	12	18	24
	人権文化創造講演会の参加者数	人	130	250	300

４　用語解説

ア　行

〔ＩｏＴ〕

Internet of Things（モノのインターネット）の略称です。モノをインターネットに接続し、相互に情報をやりとりすることで、遠隔からの認識、計測、制御などを可能にする仕組み。

〔ＩＣＴ〕

Information and Communication Technology（情報伝達技術）の略称です。インターネットやコンピューターはもちろん、スマートフォン、ビッグデータ、ソーシャルメディア、スマートスピーカーなどさまざまなデジタル技術やサービス、ビジネスを指す際にも使われる。

〔アンコンシャス・バイアス〕

自覚の無い無意識の差別や偏見のこと。アンコンシャス・バイアスは差別や偏見を持っている本人に自覚が無いため、差別や偏見が存在していることに気が付きにくいという特徴がある。

〔ＳＤＧｓ〕

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。地球規模の課題に対応するため、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」で 193 のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に盛り込まれた 2030 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなるもの。

〔M字カーブ〕

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

〔ＬＧＢＴ〕

性的少数者（性的マイノリティ）の一部である「Lesbian・レズビアン（女性の同性愛者）」「Gay・ゲイ（男性の同性愛者）」「Bisexual・バイセクシュアル（両性愛者）」「Transgender・トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない状態やどちらの性別にも違和感を持つ人）」の頭文字を並べた略称。

カ　行

〔家族経営協定〕

農業等を営む家族が、経営や家庭生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書化すること。

〔キャリア〕

経歴。職歴。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。

〔減災〕

災害による被害をできるだけ小さくする取り組み。

〔固定的な性別役割分担意識〕

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭（家事・育児）」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ　行

〔ジェンダー〕

生まれついての生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中にある社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別。社会的・文化的に形成された性差のこと。それ自体に、良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

〔女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）〕

女性が、職業生活において、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するために制定された法律（平成 27 年（2015 年）施行、10 年間の時限立法）。

国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにして、基本方針及び事業主の行動計画の策定等を求めている。事業主においては、常時雇用する従業員 301 人以上の企業が計画策定の義務対象だったが、令和元年（2019 年）の改正により、令和 4 年 4 月からは従業員 101 人以上の企業までに拡大されている。

〔性自認〕

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念。

〔性的指向〕

恋愛や性愛の対象としてどのような性別を求めるかということ。異性愛、同性愛、両性愛など。

〔性的少数者（性的マイノリティ）〕

性的少数者（性的マイノリティ）とは、「男女」の性別区分や、それに基づいた社会制度の枠組みにあてはまらない人々のこと。同性愛、両性愛、性同一性障害など自らの性別に違和感を持つ人々や、性分化・発達障害をもつ人々が含まれる。

平成 16（2004）年に施行された「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する特例法」以降、一定の理解が進んだ部分もあるが、正確な情報や知識の不足から、性的少数者に対する誤解や偏見もある。

〔セクシャル・ハラスメント（セクハラ）〕

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為のこと。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシャル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

〔ＳＯＧＩ（ソジ・ソギ）〕

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉で、ソジまたはソギと読む。性的指向及び性自認は、性的マイノリティ（性的少数者）に限らず、すべての人に関わる概念。

タ　行

〔テレワーク〕

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

〔ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）〕

夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

〔デートＤＶ〕

ＤＶに対し、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力のこと。

〔ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）〕

デジタル・トランスフォーメーションの略称で、企業においては、ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

ハ　行

〔ハラスメント〕

他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。

〔５Ｇ（ファイブジー）〕

４Ｇを発展させた「超高速」だけでなく、「多数接続」、「超低遅延」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システムのこと。

〔パートナーシップ制度〕

地方自治体が同性カップルやパートナーに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると認める制度。法律で定めたものではなく、各自治体が条例や要綱で定める制度であるため、法的拘束力はないが、2015 年 11 月に東京都渋谷区と世田谷区から始まり、2020 年 10 月 1 日現在、60 自治体で施行されている。

マ　行

〔マタニティ・ハラスメント〕

職場において妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産、育児休業等を理由に解雇・雇止め・降格等の不利益な取り扱いを行うこと。精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為も含まれる。

ラ　行

〔ライフステージ〕

ライフステージとは、生まれてから死ぬまでの過程(乳幼児期、児童期、青年期、老年期等)における段階のこと。

〔ロールモデル〕

具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。手本となる人物。

ワ　行

〔ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）〕

　職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、誰もが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。

５　本プランと「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の関係

平成 27（2015）年に、国連持続可能な開発サミットで、先進国と開発途上国が共に取り組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGｓ）」が掲げられました。

SDGｓは、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール５　ジェンダー平等を実現しよう」等、本プランに関係が深い目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

目標１【貧困】
　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標２【飢餓】
　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標３【保健】
　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標４【教育】
　すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標５【ジェンダー】
　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。

目標６【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標７【エネルギー】
すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
目標８【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標９【インフラ、産業化、イノベーション】
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標 10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する。
目標 11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標 12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する。
目標 13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標 15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標 16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標 17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第４次袋井市男女共同参画推進プラン

令和３年３月発行

袋井市 総務部 協働まちづくり課

〒437-8666　静岡県袋井市新屋一丁目１番地の１

TEL 0538-44-3107 FAX 0538-43-2132

E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp